

第3節 中小企業庁	406
1. 中小企業の現状	406
1. 1. 業況	406
1. 2. 業績	407
1. 3. 設備投資・ソフトウェア投資・研究開発投資・能力開発投資	407
1. 4. 資金繰り・倒産・休廃業	410
1. 5. 商店街の現状	412
2. 新型コロナウイルス感染症対策	413
2. 1. 資金繰り支援	413
2. 2. 支援投資促進・販路開拓支援	414
2. 3. 経営環境の整備	415
3. 事業承継・再編・創業等による新陳代謝の促進	417
3. 1. 事業承継支援	417
3. 2. 創業支援	419
4. 生産性向上・デジタル化	420
4. 1. 事業承継支援生産性向上・技術力の強化	420
4. 2. IT化の促進	421
4. 3. 人材・雇用対策	421
5. 地域の稼ぐ力の強化、インバウンドの拡大	422
5. 1. インバウンド需要拡大支援、地域資源の活用	422
5. 2. その他の地域活性化施策	423
5. 3. 海外展開支援	423
5. 4. 販路開拓支援	425
6. 経営の下支え、事業環境の整備	426
6. 1. 取引状況の改善	426
6. 2. 官公需対策	427
6. 3. 消費税率引き上げ対応支援	427
6. 4. 資金繰り支援、事業再生支援	428
6. 5. 経営改善支援、再生支援の強化	429
6. 6. 小規模事業者の持続的発展支援	429
6. 7. 経営安定対策	429
6. 8. 財務基盤の強化	429
6. 9. 人権啓発の推進	430
6. 10. 経営支援体制の強化	430
7. 災害からの復旧・復興、強靱化	431
7. 1. 資金繰り支援	431
7. 2. 二重債務問題対策	431
7. 3. 工場等の復旧への支援	432
7. 4. 防災・減災対策	433
7. 5. その他の対策	433

8. その他の中小企業施策 435

8. 1. 調査・広報の推進 435

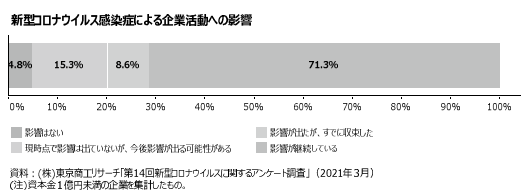
第3節 中小企業庁

第1章 中小企業の現状

1. 業況

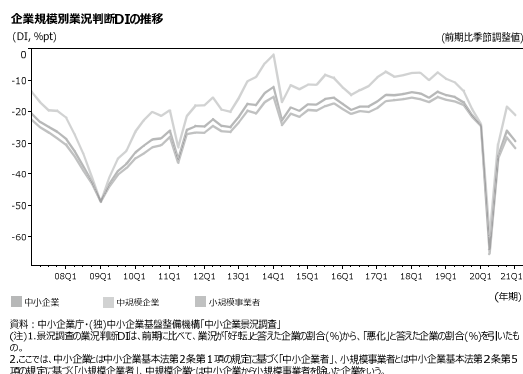
始めに、(株)東京商工リサーチ「第14回新型コロナウイルスに関するアンケート調査」を用いて、感染症による中小企業の企業活動への影響について確認したものが図1である。これを見ると、感染症の流行により多くの中小企業が影響を受けていることが分かる。

【図1：新型コロナウイルス感染症による企業活動への影響】



続いて、中小企業の業況について、中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」(以下、「景況調査」という。)の業況判断D Iの推移を確認する(図2)。中小企業の業況は、リーマン・ショック後に大きく落ち込み、その後は東日本大震災や2014年4月の消費税率引き上げの影響によりところどころで落ち込みはあるものの、総じて緩やかな回復基調で推移してきた。2019年に入ると、米中貿易摩擦の影響による外需の落ち込みや、2019年10月の消費税率引き上げに伴う一定程度の駆け込み需要の反動減などの影響もある中で、業況判断D Iは低下傾向に転じた。2020年前半の動きを見ると、感染症流行による経済社会活動の停滞により、業況判断D Iは急速に低下し、第2四半期にリーマン・ショック時を超える大幅な低下となった。その後は2期連続で上昇したものの、2021年第1四半期は再び低下した。

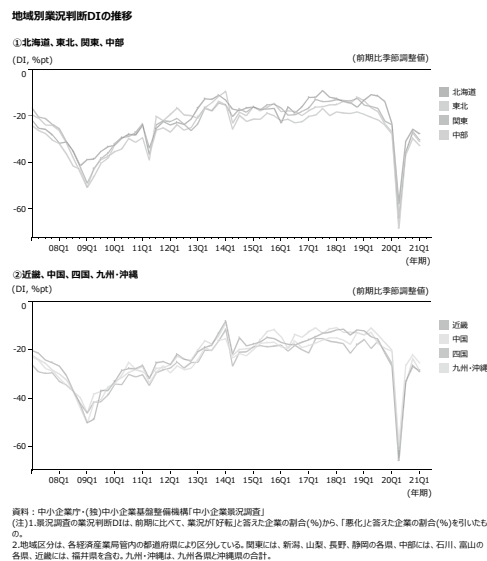
【図2：企業規模別業況判断D Iの推移】



この業況判断D Iを地域別に見たものが図3である。これを見ると、いずれの地域においても、2020年第2四半

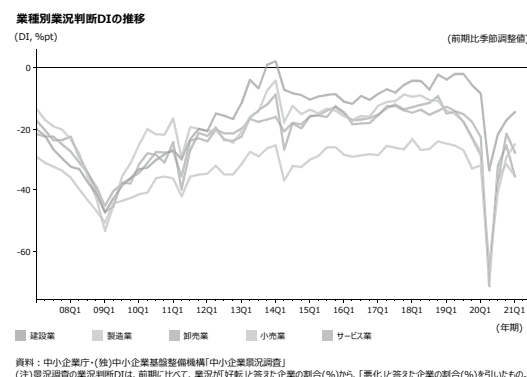
期に業況判断D Iは急速に低下し、その後回復傾向で推移したが、2021年第1四半期は再び低下した。

【図3：地域別業況判断D Iの推移】

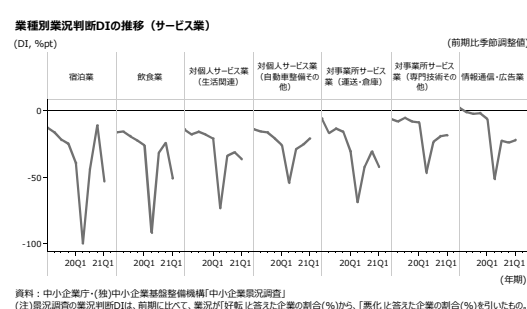


続いて、業種別に業況判断D Iを確認すると、建設業を除き、2020年第2四半期はリーマン・ショック時を下回る水準となり、その後はいずれの業種においても回復傾向で推移したが、2021年第1四半期は卸売業、小売業、サービス業で業況判断D Iが低下した(図4)。また、2020年第2四半期に最も大きく低下したサービス業について、更に詳細な業種別の動きを確認すると、宿泊業、飲食業で特に大きく低下したことが見て取れる(図5)。

【図4：業種別業況判断D Iの推移】



【図5：業種別業況判断D Iの推移(サービス業)】

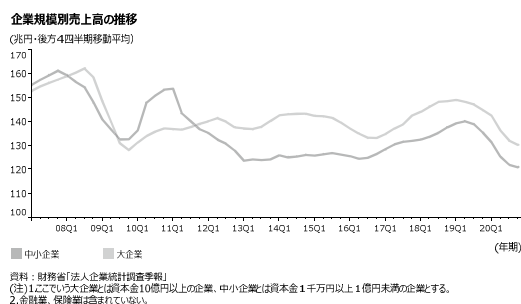


2. 業績

次に、中小企業の業績について売上高と経常利益の状況を見ていく。

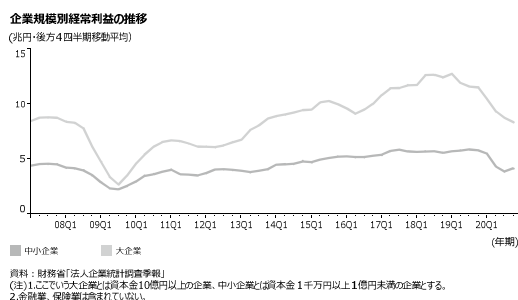
中小企業の売上高は、リーマン・ショック後及び 2011 年の東日本大震災後に大きく落ち込み、2013 年頃から横ばいで推移した後、2016 年半ばより増加傾向となっていた。2019 年以降は減少傾向に転じた中で、感染症の影響により、中小企業の売上高は更に減少した（図 6）。

【図 6：企業規模別売上高の推移】



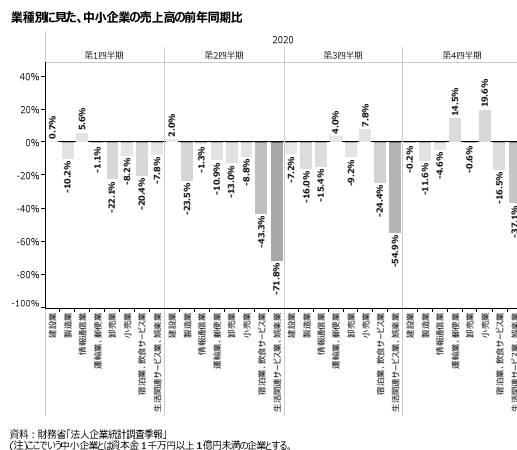
中小企業の経常利益は売上高同様、リーマン・ショック後に落ち込んだが、その後は緩やかな回復基調が続いてきた。2020 年に入ると、感染症の影響により、中小企業の経常利益は減少に転じたが、足元で再び増加に転じる動きが見られる（図 7）。

【図 7：企業規模別経常利益の推移】



続いて、中小企業の売上高の動向を業種別に見ると、2020 年第 2 四半期は多くの業種で前年同期と比べて売上高が減少し、「生活関連サービス業、娯楽業」で 71.8%減、「宿泊業、飲食サービス業」で 43.3%減と特に大きな影響があったことが見て取れる（図 8）。

【図 8：業種別に見た、中小企業の売上高の前年同月比】

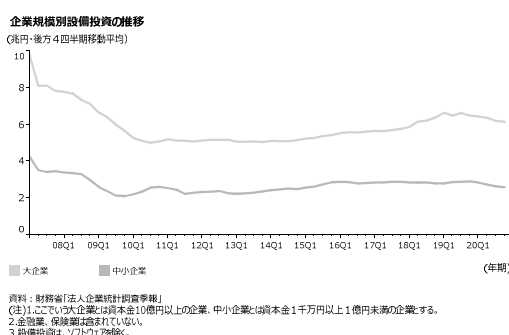


3. 設備投資・ソフトウェア投資・研究開発投資・能力開発投資

次に、中小企業の投資の動向について見ていく。

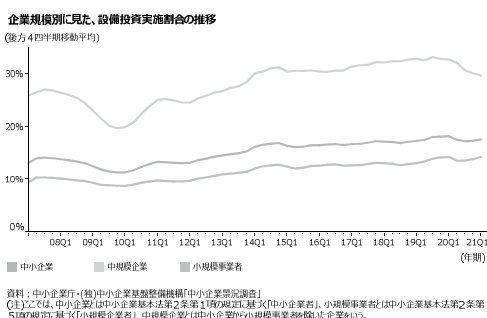
まず、中小企業の設備投資は、2016 年以降はほぼ横ばいで推移してきたが、2020 年に入ると減少傾向で推移している（図 9）。

【図 9：企業規模別設備投資の推移】

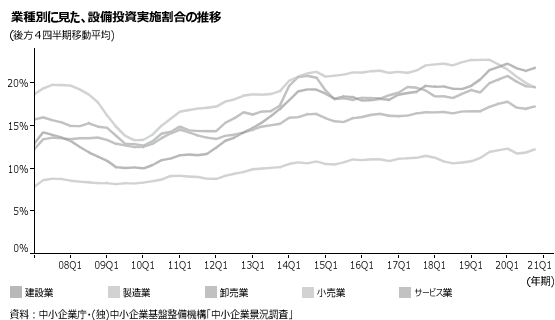


また、中小企業の設備投資実施割合の推移を確認すると、リーマン・ショック以降、緩やかに上昇傾向で推移してきたが、足元では低下から横ばい傾向で推移している（図 10）。また、この設備投資実施割合を業種別に見ると、製造業において割合が相対的に大きく低下していることが分かる（図 11）。

【図 10：企業規模別に見た、設備投資実施割合の推移】



【図 11：業種別に見た、設備投資実施割合の推移】



続いて、設備の過不足感について生産・営業用設備判断D Iの推移を確認する。全体的に、2009年をピークに設備の過剰感が徐々に解消され、非製造業では2013年半ば、製造業では2017年前半に生産・営業用設備判断D Iはマイナスに転じた。その後、製造業は2018年後半から不足感が弱まる傾向で推移していたが、2020年に入ると急速に過剰感が強まった。この過剰感が図11で見た製造業の設備投資実施割合の低下につながっていると考えられる。足元では、製造業の設備の過剰感は弱まる傾向で推移している。また、非製造業においても2020年は設備の不足感が弱まっている(図12)。

【図 12：企業規模別・業種別に見た、生産・営業用設備判断D Iの推移】

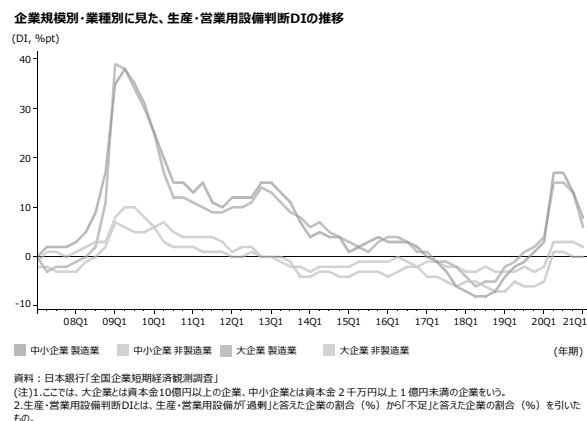
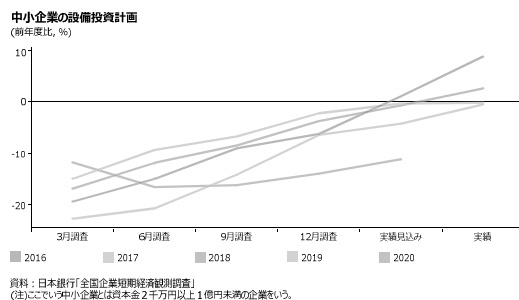


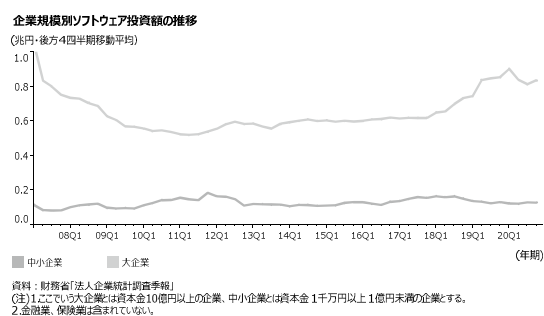
図13は、中小企業の設備投資計画について見たものである。2020年度の設備投資計画は、例年よりも低い水準で推移しており、図12で見た設備の過剰感や感染症による先行きの見通しづらさなどにより、中小企業が設備投資に対して慎重姿勢を取っていることが見て取れる。

【図 13：中小企業の設備投資計画】

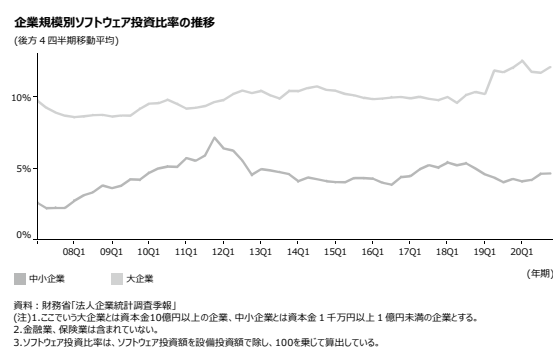


次に、IT連指標としてソフトウェア投資の推移について確認する。中小企業のソフトウェア投資は、長期にわたって横ばい傾向で推移してきた。2020年に入っても、この傾向は変わらず、中小企業のソフトウェア投資は横ばいで推移した(図14)。また、中小企業のソフトウェア投資比率について見ると、設備投資が減少傾向となった一方で、ソフトウェア投資は横ばいを維持したため、足元で上昇傾向に転じている(図15)。

【図 14：企業規模別ソフトウェア投資額の推移】

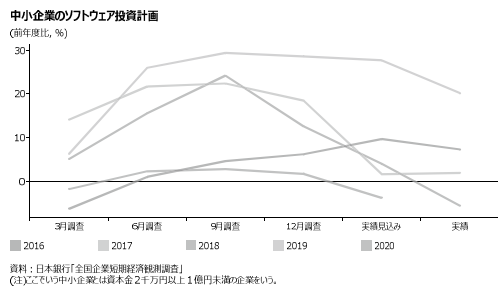


【図 15：企業規模別ソフトウェア投資比率の推移】



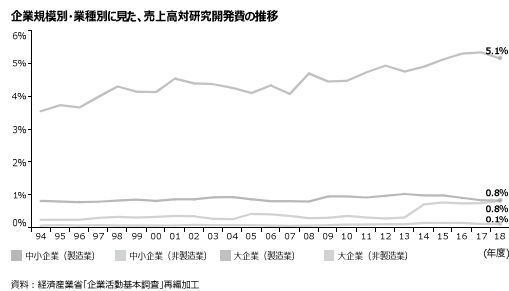
続いて、中小企業のソフトウェア投資計画を見ると、2020年度の実績見込みは前年度をやや下回る水準となっている(図16)。設備投資は前年度比10%以上の減少が見込まれる一方で、ソフトウェア投資は前年度比約4%の減少にとどまる見込みであり、感染症流行を契機としてソフトウェア投資の重要性は高まっていることがうかがえる。

【図 16： 中小企業のソフトウェア投資計画】



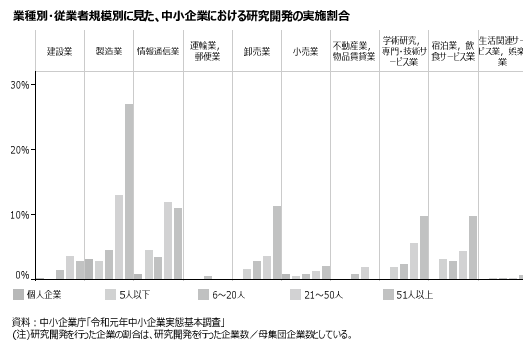
次に、新たな付加価値を生み出すための研究開発活動について見ていく。図 17 は、売上高に占める研究開発費の割合の推移である。これを見ると、中小企業の売上高に占める研究開発費の割合は、業種にかかわらず、ほぼ横ばいで推移しており、同業種の大企業に比べて低水準にあることが分かる。

【図 17： 気象規模別・業種別に見た、売上高対研究開発費の推移】



また、研究開発を実施している中小企業の割合を示したのが図 18 である。これを見ると、業種によって実施割合の水準は異なるものの、従業者規模が大きくなるほど実施割合が高い傾向にあることが見て取れる。研究開発を行うためには、十分な設備・人材・資金などの経営資源が必要であり、企業規模の小さな企業にとって、研究開発に取り組むことは必ずしも容易でないことが示唆される。

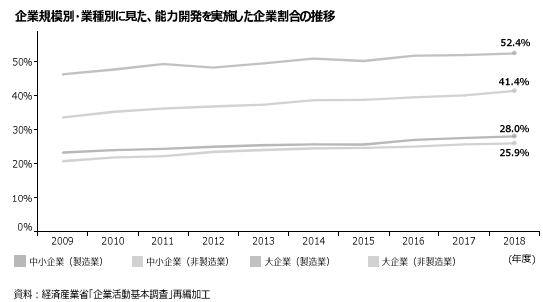
【図 18： 業種別・従業者規模別に見た、中小企業における研究開発の実施割合】



企業が新たな付加価値を生み出すための投資については、設備やソフトウェアへの投資や研究開発などに加えて、知的財産やブランド、人的資本など無形資産への投資の重要性が指摘されている。ここではそのうち人的資本への投資について現状を確認する。

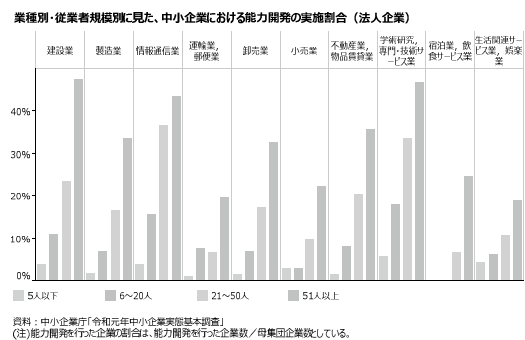
図 19 は、能力開発を実施した企業の割合の推移である。中小企業における能力開発を実施した企業の割合は、製造業、非製造業共に上昇傾向で推移している。

【図 19： 企業規模別・業種別に見た、能力開発を実施した企業割合の推移】



続いて、能力開発を実施している中小企業の割合を業種別・従業者規模別に示したものが図 20 である。研究開発投資と同様に、従業者規模が大きくなるにつれて実施割合が高くなる傾向が見て取れる。また、業種ごとに水準は異なるものの、研究開発投資と比べて業種の偏りが少なく、様々な業種で能力開発投資が実施されていることが分かる。

【図 20： 業種別・従業者規模別に見た、中小企業における能力開発の実施割合（法人企業）】



事業活動において資金の使途は様々であり、自社の経営戦略に応じて資金を投じることになる。ここからは、(株)帝国データバンクが「令和2年度取引条件改善に向けた施策のあり方に関する研究分析等事業」において実施したアンケート（以下、「取引条件改善状況調査」という。）の結果から、中小企業における資金の使途を確認する。

図 21 は、今後 3 年間で最も資金を投じたい分野について業種別に確認したものである。これを見ると、いずれの業種においても「国内の設備・施設等への投資の増加」の割合が最も高い。また、サービス業では「従業員の賃金の引き上げ」や「新規雇用の拡大」といった雇用に対して資金を最も投じたい企業の割合が、相対的に高いことが見て取れる。

【図 21：今後 3 年間で最も資金を投じたい分野】

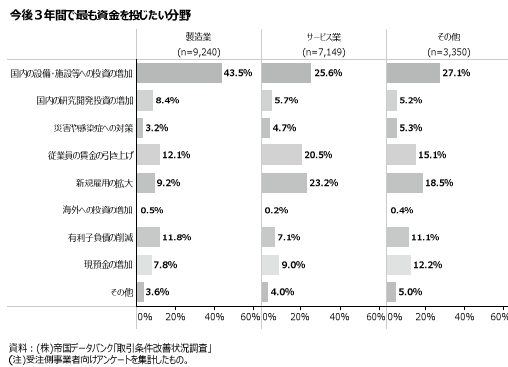
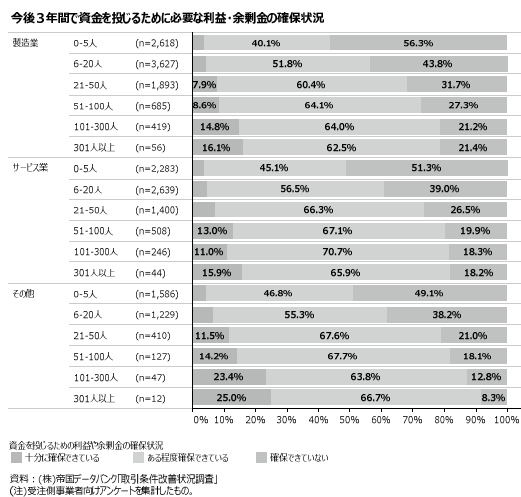


図 22 は、今後 3 年間で各分野に資金を投じるために必要な利益や余剰金の確保状況について、業種別・従業員規模別に確認したものである。これを見ると、いずれの業種においても「確保できていない」と回答する企業の割合は、従業員規模が小さいほど高い傾向にある。

【図 22：今後 3 年間で資金を投じるために必要な利益・余剰金の確保状況】

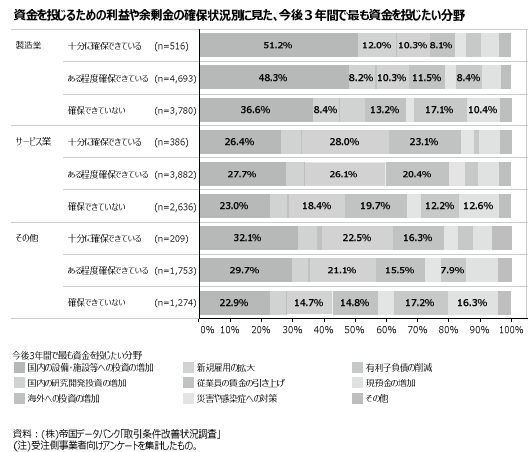


この利益や余剰金の確保状況別に、今後 3 年間で最も資金を投じたい分野を見たものが図 23 である。これを見ると、「十分に確保できている」、「ある程度確保できている」と回答した企業では、「国内の設備・施設等への投資の増加」、「国内の研究開発投資の増加」、「新規雇用の拡大」といった、成長に向けた投資を実施したいと考えている企業

の割合が相対的に高い。

これに対して、「確保できていない」と回答した企業では、「現預金の増加」、「有利子負債の削減」といった回答の割合が高く、成長に向けた投資が難しい状況にあることが見て取れる。

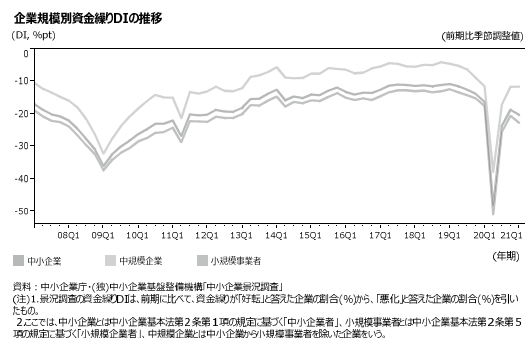
【図 23：資金を投じるための利益や余剰金の確保状況別に見た、今後 3 年間で最も資金を投じたい分野】



4. 資金繰り・倒産・休廃業

次に、中小企業の資金繰りの状況について景況調査を用いて確認する（図 24）。中小企業の資金繰り D I は、リーマン・ショック後に大きく落ち込み、その後は東日本大震災や 2014 年 4 月の消費税率引上げに伴い一時的に落ち込みが見られたものの、改善傾向で推移してきた。2019 年以降はやや低下傾向で推移する中で、感染症流行による売上げの急激な減少と、それに伴うキャッシュフローの悪化により、2020 年第 2 四半期に大きく下落した。これはリーマン・ショック時を大きく上回る下落幅となったが、第 3 四半期には大きく回復した。足元では、資金繰り D I は再び低下している。

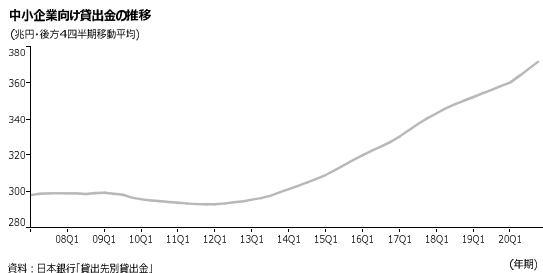
【図 24：企業規模別資金繰り D I の推移】



続いて、中小企業向けの貸出金の推移について確認すると、2012 年まではおおむね横ばいで推移してきたが、2013

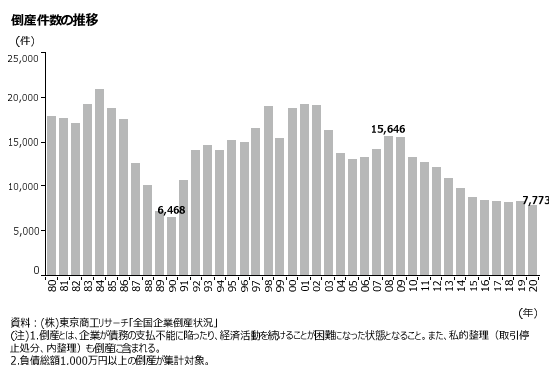
年以降は右肩上がりで推移しており、2020 年も堅調に増加した（図 25）。

【図 25：中小企業向け貸出金の推移】

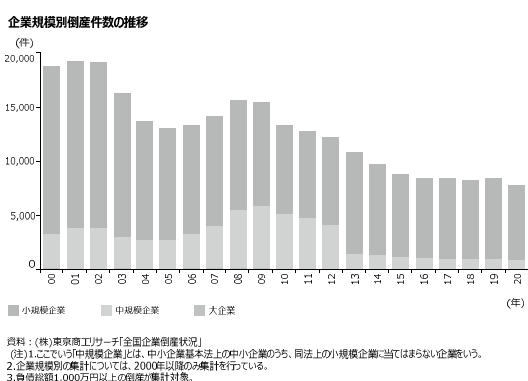


次に、倒産件数の推移について確認する（図 26）。我が国の倒産件数は、2009 年以降は減少傾向で推移してきた中で、2020 年は資金繰り支援策などの効果もあり 30 年ぶりに 8,000 件を下回る水準となった。また、これを規模別に見ると、倒産件数の大部分を小規模企業が占めていることが分かる（図 27）。

【図 26：倒産件数の推移】



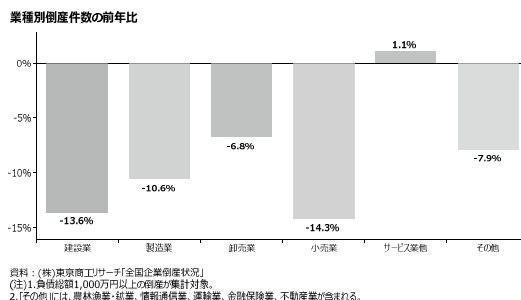
【図 27：企業規模別倒産件数の推移】



続いて、業種別に 2020 年の倒産状況を確認する。図 28 を見ると、感染症の流行によるインバウンド需要の消失や外出自粛などで大きな影響を受けた「サービス業他」を除く業種では、2020 年の倒産件数が前年を下回ったことが分かる。また、前年を上回った「サービス業他」の内訳を

見ると、「宿泊業」や「飲食業」において倒産が前年比で増加となっている（図 29）。

【図 28：業種別倒産件数の前年比】



【図 29：「サービス業他」内訳の倒産件数の前年比】

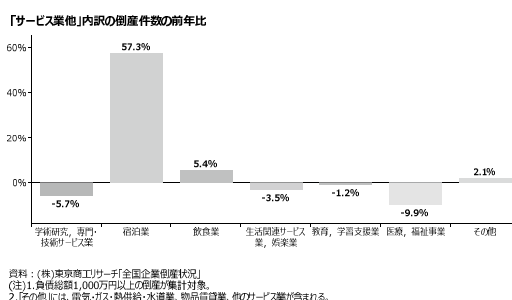


図 30 は、都道府県別に 2020 年の倒産状況を見たものである。これを見ると、2020 年の倒産件数は前年と比べて増加が 19 府県、減少が 26 都道府県、同数が 2 県となっており、都道府県ごとに状況は異なることが見て取れる。

【図 30：都道府県別の倒産状況】

都道府県別の倒産状況（2020年）

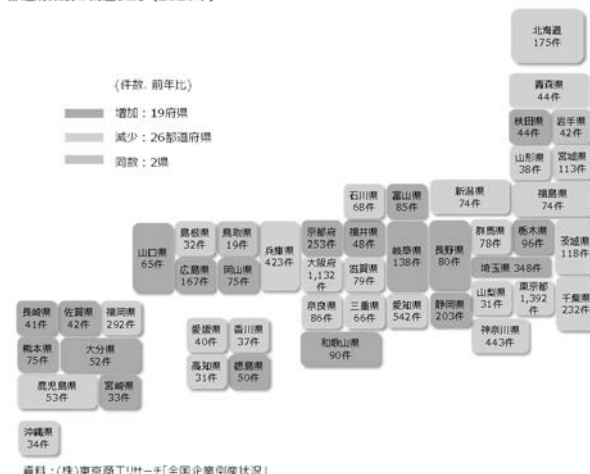
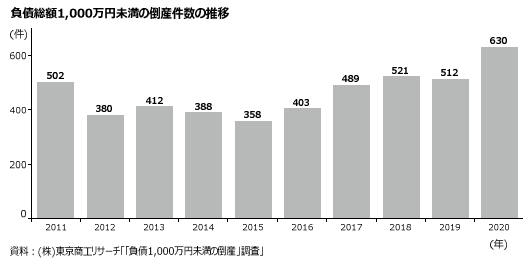


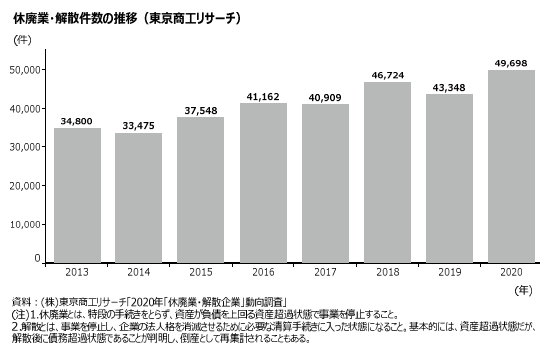
図 31 は、負債総額 1,000 万円未満の倒産件数の推移を示したものである。これを見ると、2016 年以降増加傾向で推移してきた中で、2020 年は前年比 23%増となり、これまでの増加ペースを上回って推移したことが分かる。

【図 31：負債総額 1,000 万円未満の倒産件数の推移】

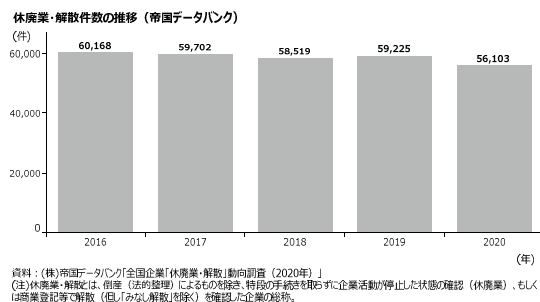


次に、休廃業・解散件数の推移について確認する。
(株)東京商工リサーチの「休廃業・解散企業」動向調査によると、2020 年の休廃業・解散件数は 4 万 9,698 件で、前年比 14.6% 増となった(図 32)。また、(株)帝国データバンクの全国企業「休廃業・解散」動向調査によると、2020 年の休廃業・解散件数は 5 万 6,103 件で、前年比 5.3% 減となった(図 33)。調査ごとに傾向に差異は見られるものの、休廃業・解散の背景には構造的な要因として経営者の高齢化や後継者不足が存在することがいずれの調査においても確認されている。

【図 32：休廃業・解散件数の推移(東京商工リサーチ)】



【図 33：休廃業・解散件数の推移(帝国データバンク)】

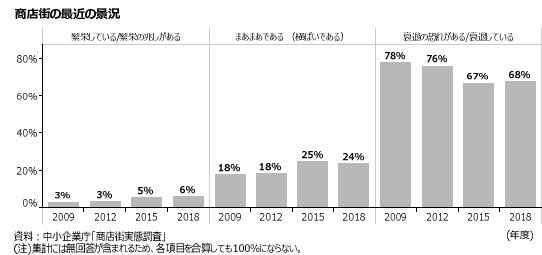


5. 商店街の現状

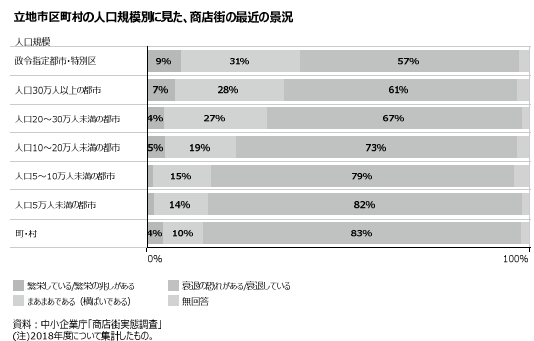
ここでは、商店街について、現状を見ていく。まず、商店街の最近の景況について確認すると、2018 年度は「衰退の恐れがある/衰退している」と回答した割合が 68%と最も多くなっているものの、2009 年度と比べるとその割合は低下しており、景況は一定の改善が見られる(図 34)。

また、これを立地市区町村の人口規模別に見ると、人口規模が小さくなるにつれて「衰退の恐れがある/衰退している」と回答した割合が高くなっている(図 35)。

【図 34：商店街の最近の景況】

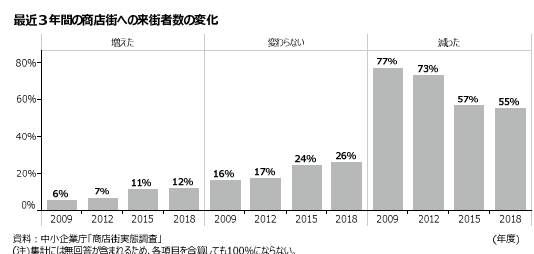


【図 35：立地市区町村の人口規模別に見た、商店街の最近の景況】

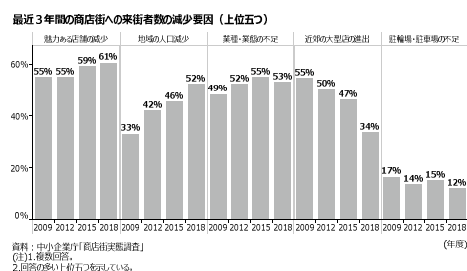


次に、最近 3 年間の来街者数の変化について推移を見ると、2018 年度は「減った」と回答した割合は依然として 5 割を超えているものの、2009 年度以降その割合は改善傾向で推移している(図 36)。続いて、来街者が減少した要因について見ると、2018 年度は「魅力ある店舗の減少」が最も多くなっている。また、「地域の人口減少」を来街者の減少要因として回答する割合が、2009 年度から 2018 年度にかけて著しく増加していることが見て取れる(図 37)。

【図 36：最近 3 年間の商店街への来街者数の変化】



【図 37：最近 3 年間の商店街への来街者数の減少要因（上位五つ）】



第 2 章 新型コロナウイルス感染症対策

第 1 節 資金繰り支援

1. 日本政策金融公庫等による資金繰り支援【財政投融資】

新型コロナウイルス感染症の影響により業況が悪化している中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫において、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」及び「新型コロナ対策資本性劣後ローン」等を実施。2020 年 1 月末に新型コロナウイルスに関する特別相談窓口を設置して以降、2021 年 3 月末までの新型コロナ関連の融資実績は、約 83 万件、約 15 兆 9 千億円となっている。また、特に業況が悪化している中小企業・小規模事業者を対象に、中小企業基盤整備機構を通じて、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等の貸付金利を当初 3 年間実質無利子化する措置を実施した。

2. 民間金融機関を通じた資金繰り支援（信用保証制度）

【R 2 年度 1 次補正予算：78,369 億円】

新型コロナウイルス感染症の影響により業況が悪化している中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、制度創設後初めて危機関連保証を発動したことに加え、感染の広がりや深刻さを踏まえ、都道府県等の制度融資を活用し民間金融機関を通じた実質無利子・無担保融資制度を実施した。2020 年 1 月末に新型コロナウイルスに関する特別相談窓口を設置して以降、2021 年 3 月末までの新型コロナ関連の保証実績は、約 180 万件、約 34 兆 1 千億円となっている。

3. 持続化給付金【R 2 年度 1 次補正予算：47,936 億円

／R 2 年度予備費：9,150 億円】

新型コロナウイルス感染症拡大により特に大きな影響

を受ける事業者の事業の継続を下支えするため、ひと月の売上が前年同月比で 50%以上減少している中堅・中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主等に対して、中小法人等は上限 200 万円、個人事業者等は上限 100 万円の使途に限定のない現金給付を行った。2021 年 3 月末時点で、約 424 万件、約 5.5 兆円の給付を行った。

4. 家賃支援給付金【R 2 年度 2 次補正予算：11,992 億円】

新型コロナウイルス感染症を契機とした 2020 年 5 月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減することを目的として、法人は最大 600 万円、個人事業主は最大 300 万円の現金を一括で給付する家賃支援給付金を創設した。2021 年 3 月末時点で、約 104 万件、約 9,000 億円の給付を行った。

5. 小規模事業者経営改善資金の拡充（新型コロナウイルス対策マル経）【財政投融資】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者に対し、無担保・無保証人・低利で利用できる日本政策金融公庫によるマル経融資の貸付限度の拡充や金利の引下げを実施した。

6. 小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより売上が減少した小規模企業共済の契約者に対し、掛金の範囲内で所定の割合に応じて、運営主体である（独）中小企業基盤整備機構が経営の安定を図るための事業資金を貸付け、緊急経営安定貸付の貸付利率の無利子化、据置期間の設定、償還期間の延長などの貸付要件の緩和を実施した。

7. 新型コロナウイルス感染症にかかる経営セーフティ共済の特例措置について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている契約者に共済金の償還（返済）期日の繰下げ、一時貸付金の返済猶予、掛金の納付期限の延長等の特例措置を講じた。

第2節 支援投資促進・販路開拓支援

1. 中小企業生産性革命推進事業【R1年度補正予算：3,600億円の内数】

働き方改革、被用者保険の適用拡大、賃上げなど、相次ぐ制度変更等に対応するため、中小企業基盤整備機構が中小企業の生産性向上を継続的に支援した。

具体的には、①設備導入、IT導入、販路開拓等への支援を一体的かつ機動的に実施するとともに、②先進事例を収集し、各種支援策とともに幅広く情報発信を行った。加えて、③制度変更にかかる相談対応や国内外の事業拡大等にかかる専門家支援等のハンズオン支援を行った。

2. 中小企業生産性革命推進事業（令和元年補正）の特例措置【R2年度1次補正予算：700億円の内数】

中小企業の生産性向上を継続的に支援する「生産性革命推進事業」について、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者向けに、補助率又は補助上限を引き上げた「特別枠」を設けた。

3. 中小企業生産性革命推進事業による事業再開支援【R2年度2次補正予算：1,000億円の内数】

「生産性革命推進事業」について、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者向けの「特別枠」の補助率を引き上げた。

また、中小企業の事業再開を強力に後押しするため、「事業再開支援パッケージ」として業種別ガイドライン等に基づいて行う取組への支援を拡充した。

4. 中小企業デジタル化応援隊事業【R2年度1次補正予算：99.8億円】

中小企業のデジタル化・IT活用について、専門的なサポートを充実させるため、フリーランスや兼業・副業人材等を含めたIT専門家を「中小企業デジタル化応援隊」として選定し、その活動を支援した。

中小企業のデジタル化にかかるハンズオン支援を提供する民間のIT専門家（フリーランス、兼業・副業人材を含む）がECサイト構築やテレワーク導入相談等の支援サービスを中小企業に提供した場合に、定型業務毎に定める単価と支援実績等に応じて定額を補助した。

クラウドソーシング、専門人材派遣業者、副業・兼業人材マッチングプラットフォーム事業者等の民間事業者と連携し、中小企業のデジタル化を応援する人材を幅広く募った。

中小企業が自ら経営課題を認識し、その解決に必要なITツールを選択するための「自己診断WEBツール」や「ツール導入ガイド」等のコンテンツを開発し、普及に取り組んだ。

民間事業者と連携し、中小企業向け「EC活用ガイド」等のコンテンツを作成する等、非対面型の販路開拓を支援した。

5. 地域企業再起支援事業【R2年度1次補正予算：200.0億円】

新型コロナウイルス感染症の影響による中小企業被害が多大な地方公共団体が、地域企業の再起を支援していく取組を着実に実行できるようにしていくため、地方公共団体に対して、その実行に係る経費の一部を補助する制度を創設した。

6. JAPAN ブランド育成支援等事業【R2年度当初予算：10.0億円／R2年度1次補正予算：15.0億円】

中小企業等の海外展開や全国展開、インバウンド需要の獲得を目的とした新商品・サービス開発や販路開拓・ブランディング等の取組を支援した。また、民間支援事業者や地域の支援機関等が複数の中小企業者に対して行う海外展開や全国展開、インバウンド需要の獲得に関する支援を行うとき、その経費の一部を補助した。特に、クラウドファンディングや電子商取引（EC）を活用した取組を重点的に支援した。

7. サプライチェーン対策のための国内投資促進事業【R2年度1次補正予算：2,200億円・R2年度予備費860億円】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、生産拠点の集中度が高い製品・部素材、又は国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材に関し、国内の生産拠点等の整備を進めることにより、製品・部素材の円滑な供給を確保するなど、サプライチェーンの強靱化を図ることを目的とし、

設備の導入等を支援した。

8. 海外サプライチェーン多元化等支援事業【R2年度1次補正予算：235億円】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、生産拠点の集中度が高い製品・部素材等のASEAN等における海外生産拠点の多元化や生産拠点・ネットワークの高度化等に向けた設備導入・実証試験・FS調査等の支援を実施した。

9. 非対面・遠隔の海外展開支援事業（越境EC）【R2年度1次補正予算：40.0億円の内数】

コロナ禍における中堅・中小企業の輸出促進のため、ジェトロによる、BtoBオンライン展示会型ECへの出展支援を実施し、約1,000社が活用した。

10. 国内外の中堅・中小企業等へのハンズオン支援【R2年度1次補正予算：10.0億円】

日本貿易振興機構（JETRO）は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた国内外の中堅・中小企業等を支援するために、各種相談対応・情報提供業務を強化した。これに加え、日本国内の外資系企業向けの多言語対応の相談センターの設置、海外企業・スタートアップ企業に対する風評被害払拭のための情報発信・広報を実施したほか、在留資格等の手続等に関する情報提供を実施するため「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」のポータルサイト内に特設サイトの設置等を行った。

第3節 経営環境の整備

1. 経営資源引継ぎ・事業再編支援事業【R2年度1次補正予算：100億円（中小企業経営力強化ファンドについてはR2年度2次補正予算600億円の内数を加算）】

第三者承継の相談件数増加に対応できるよう、事業引継ぎ支援センターの体制を整備した。また、中小企業の第三者承継時の負担である、士業専門家の活用に係る費用等を補助したほか、地域の核となる中小企業の倒産・廃業を防ぎ、出資やハンズオンにより経営力強化を支援する官民ファンドを設立した。

2. 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業【R2年度1次補正予算：48.2億円】

借入金の返済負担等の財務上の問題を抱え、金融支援を伴う本格的な経営改善を必要とする中小企業・小規模事業者等に対して、中小企業等経営強化法に基づく認定支援機関（税理士、公認会計士、地域金融機関等）による経営改善計画策定支援や当該計画に係るフォローアップに要する費用の一部を負担（2/3）するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高が減少している事業者は上限額の範囲内で、複数回利用を可能とした。2020年4月から3月末における相談件数は3,849件、新規受付件数は1,198件となり、制度発足時（2013年3月）から2020年3月末までの実績は、相談件数60,022件、新規受付件数は19,727件となった。また、資金繰り管理や採算管理などの早期の経営改善計画の策定を必要とする中小企業・小規模事業者に対して、認定支援機関による早期経営改善計画策定支援に係る費用の一部を負担（2/3）した。2020年4月から3月末における相談件数は2,164件、新規受付件数は1,405件となり、制度発足時（2017年5月）から2020年3月末までの実績は、相談件数17,437件、新規受付件数13,198件となった。

3. 中小企業再生支援協議会【R2年度当初予算：75.1億円の内数、R2年度1次補正予算：30.7億円】

各都道府県の商工会議所等に設置した中小企業再生支援協議会において、事業の収益性はあるが、債務超過等の財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者に対し、窓口相談による課題解決に向けたアドバイスや、関係金融機関等との調整も含めた再生計画の策定支援を行った。

また、2020年4月から、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の資金繰りを支援するため、窓口相談や既往債務にかかる最長1年間の元金返済猶予要請や、新規融資を含めた関係金融機関との調整も含めた資金繰り計画の策定支援（新型コロナ特例リスクスケジュール支援）を開始した。

2020年4月から2021年3月末までの実績は、相談件数5,580件、再生計画の策定完了件数406件であり、新型コロナ特例リスクスケジュール支援開始の影響もあって相談件数は過去最大の年間件数が見込まれる。また、制度発足時から2021年3月末までの実績は、相談件数49,971件、再

生計画の策定完了件数 15,591 件となった。

4. 中小企業再生ファンド【R2 年度 2 次補正予算：600 億円の内数】

事業再生に取り組む中小企業への経営支援や資金供給等を実施するため、(独) 中小企業基盤整備機構と地域金融機関、信用保証協会等が一体となって、中小企業の再生を地域内で支援する地域型ファンドや広域的に支援する全国型ファンドの組成・活用を促進する取組みを行った。事業再生に取り組む中小企業への投資機会の拡大を図るため、(独) 中小企業基盤整備機構がファンド総額の 2 分の 1 以内の出資を可能としていたが、令和 2 年度補正予算により、出資上限割合を 5 分の 4 まで引上げ、ファンドの組成を促し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業の再生に万全を期した。2021 年 3 月末までに 65 件のファンドが創設され、ファンドの総額は約 2,209 億円に上った。また、当該再生ファンドによる投資実績は 2021 年 3 月末までに 608 社、約 1,277 億円に上った。

5. 中小・小規模事業者向け経営相談体制強化事業（1 次補正）【R2 年度 1 次補正予算：20.0 億円】

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上減少等の影響を受けた中小・小規模事業者が多く発生している中で、様々な支援が実施されているところ、よろず支援拠点、商工会・商工会議所等の経営支援機関に寄せられる相談が増加している状況にある。新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者からの当面の資金繰りの安定化をはじめとした経営課題に関する相談に対応していくため、よろず支援拠点の専門家の増員や、専門家派遣体制の強化を実施した。その他、中小企業診断士等の専門家による電話相談窓口（相談件数：5,332 件）およびオンライン相談窓口（相談件数：2,097 件見込）を設置する事で経営支援機関の体制強化を実施した。

6. 中小・小規模事業者向け経営相談体制強化事業（2 次補正）【R2 年度 2 次補正予算：94.0 億円】

必要な支援を中小・小規模事業に届け、雇用の維持と事業の継続が可能な環境を整備するため、よろず支援拠点については各市町村に専門家を派遣し、都道府県商工会連合会及び商工会議所については相談員等を配置する事で経

営支援機関の体制強化を実施した。

7. G o T o 商店街事業【R2 年度 1 次補正予算：51.0 億円】

感染拡大防止対策を徹底しながら、商店街等が行うオンライン活用事業、新たな商材開発やプロモーション制作など、「地元」や「商店街」の良さを再認識するきっかけとなるような取組を支援した。2020 年 12 月 18 日時点で、532 件採択した。

8. 感染症対策を含む中小企業強靱化対策事業【R2 年度 1 次補正予算：5.96 億円】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者に対して、感染症を含む自然災害等に対する中小企業の事前対策に係る計画（BCP、事業継続力強化計画等）の普及啓発及び策定支援を実施した。

9. 「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」の設置

今般の新型コロナウイルスの流行により、影響を受ける又は、その恐れがある中小企業・小規模事業者を対象として相談窓口を設置し、経営上の相談を実施した。

10. 下請けGメンによる実態把握

全国で 120 名の下請Gメンが中小企業を訪問し、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う取引状況の変化やその影響など、取引実態について継続的にヒアリングを行った。また、得られた収集した現場の声を取引適正化に向けた対策の検討に活用した。

11. 中小企業サイバーセキュリティ対策促進事業【R2 年度当初予算：4.0 億円／R2 年度 1 次補正予算：7.7 億円】

中小企業のサイバーセキュリティ対策強化のため、インシデント発生時の駆けつけ支援や簡易保険などを組み合わせたサービスを確立することを目的とした「サイバーセキュリティお助け隊」実証事業や専門家派遣によるセキュリティ基本方針等の策定支援、全国各地でのセキュリティコミュニティの形成支援を実施した。

12. 電力・ガス料金の支払猶予等

個人・企業にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気・ガス料金の支払いに困難な事情がある方に対しては、その置かれた状況に配慮し、料金の未払いによる供給停止の猶予など、電気・ガス料金の支払いの猶予について、柔軟な対応を行うことを電気・ガス事業者に要請した。(2020年4月7日)

13. 貿易保険による新型コロナウイルス感染症に関する支援策

新型コロナウイルス感染症拡大による損失は保険金支払い対象となることを公表し、安心して海外ビジネスが継続できるよう情報発信を行った。また、コロナ禍によるお客様の業務実施の制約等を踏まえ、必要に応じて保険契約に係る諸手続き、保険事故・回収関連の被保険者義務の猶予等を継続している。

14. 輸出入手続きの緩和等

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、輸出入手続の緩和措置を以下のとおり講じた。

(1) 押印関連

2020年4月30日から、外国為替及び外国貿易法に基づく申請手続等の一部について、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響により申請手続等に係る書面への押印が難しい場合には、理由書の提出により、申請手続等における押印を不要とする措置を6月30日までの期限として講じた。その後、措置対象となる申請手続等を拡大するとともに、同措置を随時延長するとともに、12月28日には、恒久的な制度的対応として、関連省令等を改正し、すべての申請手続等における押印を不要とした。

(2) 輸入関連

2020年2月17日から、輸入承認証の有効期間の延長申請において「延長を必要とすることを立証する書類」の入手が困難な場合には、「延長が必要となった具体的な事情・経緯及び延長を必要とすることを立証する書類の提出が困難であることの理由を記載した理由書」の提出により当該書類に替えることができる措置を3月31日までの期限として講じた。その後、同措置を随時延長し、11月17日には、当面の間、同措置を適用することとした。

(3) 輸出関連

2020年2月17日から、中国を仕向地とする輸出許可証に付された許可条件の履行について、2020年3月31日までに履行期限が到来するものに関して、一律、2020年3月31日まで履行期限を延長し、同延長に係る内容変更申請は不要とする措置を講じた。その後、措置対象となる仕向地を全地域に拡大するとともに、同措置を8月31日まで随時延長した。

15. テレワーク等の導入支援について

(1) (再掲) 中小企業デジタル化応援隊事業【R2年度1次補正予算：99.8億円】

(2) 税制面での支援

中小企業経営強化税制において、新たな類型としてデジタル化設備を取得した場合に、即時償却又は10%の税額控除(資本金3000万円超の法人の税額控除は7%)ができる措置を講じた。

(3) IT導入補助金【R1年度補正予算：3,600億円の
内数】

中小企業等が行う、バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツールの導入を支援した。

第3章 事業承継・再編・創業等による新陳代謝の促進

第1節 事業承継支援

1. 中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業(事業引継ぎ支援事業)【R2年度当初予算：75.1億円の内数】

後継者不在等の問題を抱える中小企業・小規模事業者に対し、各都道府県の各認定支援機関に設置されている「事業引継ぎ支援センター」において、事業引継ぎ等に関する情報提供・助言等を行うとともに、M&A等によるマッチング支援を実施した。

2. 経営資源引継ぎ・事業再編支援事業(経営資源引継ぎ補助金)【R2年度1次補正予算：100億円の内数】

中小企業の第三者承継時の負担である、士業専門家の活用に係る費用、及び経営資源の一部を引き継ぐ場合における譲渡側の廃業費用を補助した。

3. 個人版事業承継税制【税制】

平成 31 年度税制改正において、個人事業者の事業承継を促進するため、2019 年からの 10 年間限定で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を 100%納税猶予する制度を創設した。

4. 法人版事業承継税制【税制】

平成 30 年度税制改正において、「法人版事業承継税制」を抜本拡充し、2018 年からの 5 年以内に特例承継計画を提出し、10 年以内に実際に承継を行う者を対象に、非上場株式に係る贈与税・相続税の納税を猶予・免除する特例措置を講じた。

5. 中小企業・小規模事業者の事業再編等に係る税負担の軽減措置の創設【税制】

M&Aにより経営資源や事業の再編・統合を通じて事業の継続・技術の伝承等を図る事業者を支援するため、中小企業等経営強化法上の認定を受けた経営力向上計画に基づいて再編・統合を行った際にかかる登録免許税・不動産取得税を軽減する。令和 2 年度税制改正において、適用期限を 2 年延長することとされた。

6. 経営承継円滑化法による総合的支援

経営承継円滑化法には事業承継税制以外の支援策も盛り込まれている。民法特例においては相続人間の一定の合意により、遺留分に伴う相続紛争を防止した。金融支援においては事業承継に伴う各種資金ニーズに対応するための措置を講じた。

7. 事業承継円滑化支援事業

全国各地で中小企業の事業承継を広範かつ高度にサポートするため、中小企業支援者向けの研修や事業承継フォーラムによる中小企業経営者等への普及啓発を実施した。

8. 事業承継・世代交代集中支援事業（プッシュ型事業承継支援高度化事業）【R 1 年度補正予算：64 億円の内数】

早期・計画的な事業承継の準備に対する経営者の「気付き」を促すため、各道府県の地域内の金融機関や商工団体等で構成する事業承継ネットワークにおいて、経営者に対

するプッシュ型の事業承継診断による事業承継ニーズの発掘や地域の専門家派遣による支援等を実施した。また、事業承継時の経営者保証解除に向けた、専門家による「経営者保証に関するガイドライン」の充足状況の確認と目線合わせの支援等を実施した。

9. 事業承継・世代交代集中支援事業（事業承継補助金） 【R 1 年度補正予算：64 億円の内数】

事業承継・世代交代を契機として、経営革新や事業転換に挑戦する中小企業に対し、設備投資・販路拡大・既存事業の廃業等に必要な経費を支援した。また、新規事業への参入を行う場合などには重点的に支援を行い、ベンチャー型事業承継・第二創業を後押しした。さらに、経営資源を譲り渡した事業者の廃業費用も補助した。

10. 事業承継・世代交代集中支援事業（承継トライアル実証事業）【R 1 年度補正予算：64 億円の内数】

後継者選定御に行う教育について、有効な内容や型を明らかにし、標準化を進めるため、後継者不在の中小企業が、後継者教育実施企業が、後継者の受入れを順次開始しており、後継者教育を実施した。

11. 小規模企業共済制度

小規模企業共済制度は、小規模企業者である個人事業主や会社等の役員が掛金を積み立て、廃業や引退をした際に共済金を受け取れる制度であり、いわば小規模企業の経営者のための「退職金制度」である。2021 年 3 月末現在で 152.7 万人が在籍しており、2020 年 4 月から 2021 年 3 月までの新規加入者は 10.5 万人に上った。

12. 事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策 【R 1 年度補正予算：64.0 億円の内数】

事業承継時に後継者の経営者保証を可能な限り解除していくため、「事業承継に焦点を当てた「経営者保証ガイドライン」の特則」の運用を開始した（2020 年 4 月 1 日）。経営者保証解除に向けて、経営者保証コーディネータによるガイドライン充足状況の確認や支援体制を構築したほか、事業承継時に一定の要件の下で、経営者保証を不要とする新たな信用保証制度を創設した。また、専門家による中小企業の磨き上げ支援、経営者保証解除に関する金融機

関との目線合わせへの専門家の同席支援等も実施した。

13. 中小企業成長促進法

第 201 回国会で可決された中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律(中小企業成長促進法)では、事業承継の障壁である経営者保証の解除を支援するための措置を盛り込んだ。併せて、中小企業が中堅・大企業に成長した後も一定期間は中小企業者向け支援を継続するみなし中小企業者特例制度や、日本政策金融公庫による海外展開支援、計画認定制度の簡素化の措置を盛り込み、事業承継による経営資源の円滑な引継ぎの促進や、計画認定制度、海外展開支援等を通じて、中小企業が成長を実現できる環境の整備を講じた。

第2節 創業支援

1. 新創業融資制度【財政投融資】

日本政策金融公庫を通じて、新たに事業を開始する者や新規開業して税務申告を2期終えていない者に対し、無担保・無保証人で融資を実施した。

2. 女性、若者／シニア起業家支援資金【財政投融資】

女性や35歳未満の若者、55歳以上の高齢者のうち、新規開業しようとする者、新規開業して概ね7年以内の者を対象に日本政策金融公庫が優遇金利を適用し、多様な事業者による新規事業の創出を支援した。

3. 再挑戦支援資金（再チャレンジ支援融資）【財政投融資】

日本政策金融公庫を通じて、新たに開業する者又は開業後概ね7年以内の者で、事業に失敗した起業家の経営者としての資質や事業の見込み等を評価することにより、再起を図る上で、困難な状況に直面している者に対して融資を実施した。

4. エンジェル税制【税制】

創業間もないベンチャー企業への個人による資金供給を促進するため、令和2年度税制改正により、対象となるベンチャー企業要件の緩和や、ベンチャー投資促進に寄与するクラウドファンディング業者の認定制度を創設した。

5. 地域における創業支援体制の構築【税制】

地域の創業を促進させるため、産業競争力強化法において、市区町村が民間の創業支援事業者と連携して創業支援等事業計画を作成し、国の認定を受けた場合、計画に基づく創業支援を受けた創業者に対し、信用保証の特例、税制（登録免許税半減）等の支援を行うとともに、創業支援事業者に対し信用保証等の支援を行った。

6. 中小企業・小規模事業者経営力強化融資【財政投融資】

日本政策金融公庫を通じて、認定経営革新等支援機関による指導及び助言を通じ経営革新又は異分野の中小企業と連携して新分野の開拓等を行う中小企業の経営力や資金調達力の強化を支援するため、必要な資金の貸付を行った。

7. 創業者向け保証

民間金融機関による創業者への融資を後押しするため、信用保証協会において、これから創業する者または創業後5年未満の者等を対象とする保証制度を実施した。

8. ファンド出資事業（起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド）

民間の投資会社が運営する投資ファンドについて、中小企業基盤整備機構が出資（ファンド総額の1／2以内）を行うことで、民間資金の呼び水としてファンドの組成を促進し、創業又は成長初期の段階にあるベンチャー企業（中小企業）や新事業展開等により成長を目指す中小企業への投資機会の拡大を図った。起業支援ファンドについては、累積出資先ファンド数125件、出資約束総額3,924億円、累積投資先企業数3,379社に至った。また、中小企業成長支援ファンド（中小企業経営力強化支援ファンドを除く）については、累積出資先ファンド数124件、出資約束総額9,595億円、累積投資先企業数1,867社に至った（両ファンドともに2021年3月末時点）。

9. 経営革新支援事業

中小企業等経営強化法に基づき、中小企業が新たな事業活動を行うことで経営の向上を図ることを目的として作成し、承認された経営革新計画に対し、低利の融資制度、信用保証の特例等の支援策を通じ、その事業活動を支援し

た。

10. グローバル・スタートアップ・エコシステム強化事業 【R2年度当初予算：13.0億円】

グローバルで成長するスタートアップのロールモデル創出に向けて、官民で連携し、海外展開を含むスタートアップの支援を行う「J-Startup」プログラムを実施した。本プログラムの一環として、政府調達における優遇や、ものづくり系スタートアップの量産化・事業化支援を行った。

11. わたしの起業応援団

女性の起業を後押しするため、地域の金融機関や産業・創業支援機関、女性に対するキャリア相談を行う民間事業者・NPO等を中心とした「女性起業家等支援ネットワーク」において各地で蓄積された女性起業家等への支援ノウハウを引き続き全国に普及すべく、各省関係者・自治体・女性起業家支援機関をメンバーとした「わたしの起業応援団」を設立した。2020年12月には第1回関係者連絡会議を実施。また、支援者の育成のための研修等も実施した。

第4章 生産性向上・デジタル化

第1節 事業承継支援生産性向上・技術力の強化

1. 戦略的基盤技術高度化・連携支援事業【R2年度当初予算：131億円】

中小企業・小規模事業者が大学、公設試等の研究機関等と連携して行う革新的な研究開発等に関する取組やIT利活用等による新しいサービスモデルの開発等を支援した。2020年度からは従来申請要件としていた法律による認定等を不要とし、申請負担の軽減を図った。（採択件数：戦略的基盤技術高度化支援事業105件、商業・サービス競争力強化連携支援事業39件）

2. 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に向けた総合支援

中小ものづくり高度化法に基づき、高度化指針に沿った特定研究開発等計画について認定を行い、計画が認定された中小企業・小規模事業者に対して戦略的基盤技術高度化支援事業や、融資、保証の特例等により総合的な支援を実施した。

3. 生産性革命のための固定資産税の減免措置

新たに導入する設備が所在する市区町村の導入促進基本計画等に合致する先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者等が導入する先端設備等にかかる固定資産税を自治体の判断により最大3年間ゼロにできる措置を講じた。2020年3月31日時点で、固定資産税をゼロとする措置を実現した1,654自治体において52,571件の計画が認定され、認定を受けた計画に盛り込まれた設備等の数量は合計で150,177台あり、約1兆6207億円の設備投資が見込まれている。

4. 研究開発税制（中小企業技術基盤強化税制）【税制】

中小企業者等について、試験研究費の総額に応じて税額控除を認める「総額型」に、試験研究費の増加割合に応じた税額控除率（12%～17%）を適用する（大企業は6%～14%）とともに、特別試験研究費（大学、国の研究機関、企業等との共同・委託研究等の費用）の総額に係る税額控除制度、試験研究費の額が平均売上金額の10%相当額を超える場合の控除率の割増し措置等を引き続き講じた。

5. 中小企業技術革新制度（SBIR制度）に基づく支援

新技術開発のための特定補助金等の指定、支出の目標額、特定補助金等を利用して開発した成果の事業化支援措置等の方針の作成等により、引き続き国の研究開発予算の中小企業・小規模事業者への提供拡大、及び技術開発成果の事業化を図った。さらに、技術開発成果の事業化を促進するため、特定補助金等の採択企業の技術力をPRするデータベースや日本公庫による低利融資等の事業化支援措置を中小企業・小規模事業者等に周知し、利用促進を図るとともに、特定補助金等への多段階選抜方式の導入拡大を図った。（2020年度における支出目標額：463億円）

6. 企業活力強化資金（ものづくり法関連）

日本政策金融公庫が必要な資金の貸付の制度を運用した。

7. ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業【R2年度当初予算：10.1億円】

複数の中小企業・小規模事業者等が、事業者間でデータ・情報を共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や

生産性の向上を図るプロジェクトを支援した（2020 年度採択者数：71 者）。

8. 中小企業等経営強化法

2020 年 6 月に成立した、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律に基づき、外国法人等に対する日本政策金融公庫の直接融資制度の創設及び第三者承継を行う者が経営者保証なしで M&A 資金等を調達できるよう信用保証制度を拡充するなどの措置を講じた。

また、中小企業者等が、経営力向上のための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した経営力向上計画を策定し、認定された企業に対し、税制面や日本政策金融公庫の融資制度等の金融面の支援を講じた。

なお、2020 年 4 月より、経営力向上計画の電子申請を開始した。

9. 賃上げの促進に係る税制【税制】

持続的な賃上げや人材投資等に取り組む中小企業等を支援するため、給与等支給額を増加させた場合に、その増加額の一定割合の税額控除ができる措置を講じた。

10. 中小企業経営強化税制【税制】

中小企業等経営強化法に基づき経営力向上計画の認定を受けた中小企業が、その経営力向上計画に基づき経営力向上設備等を取得した場合に、即時償却又は 10% の税額控除（資本金 3,000 万円超の法人の税額控除は 7%）ができる措置を講じた。2020 年 4 月には新型コロナウイルス感染症対策として、デジタル化設備を対象に追加した。

11. 産業技術総合研究所における中堅・中小企業への橋渡しの取組【R2 年度当初予算：産業技術総合研究所運営費交付金 623.9（億円）の内数】

産総研の技術シーズと企業等のニーズを橋渡しするコーディネータを 210 名配置した（2021 年 3 月末時点）。中小企業等を支援するコーディネータにより、適切な専門家を紹介し自社だけでは研究できないテーマについては、受託研究や共同研究などを実施した。

12. 医工連携イノベーション推進事業【R2 年度当初予算：21.4 億円】

医療機器開発支援ネットワークを推進し、開発初期段階から事業化に至るまでの切れ目ない支援として、事業開始からの相談件数は約 1,800 件、このうち、専門家による助言（伴走コンサル）は約 900 件を実施した。また、ものづくり中小企業や医療機関等の連携による医療機器開発を促進するため、開発・事業化事業において本年度 26 件の医療機器実用化を支援した。

第 2 節 IT 化の促進

1. IT 活用促進資金【財政投融資】

中小企業の生産性向上に寄与する IT 活用を促進するため、日本政策金融公庫による融資を着実に実施した（2020 年度の実績は 13 件、4.8 億円（2021 年 3 月 31 日時点））。

2. 共創型サービス IT 連携支援事業【R2 年度当初予算：5.0 億円】

既存の複数の IT ツールを連携・組合せたシステムを中小サービス業等が導入する際にかかる費用を支援した。また、その際、IT ベンダーと中小サービス業等が共同で IT ツールの機能改善を進め、当該ツールの汎用化による業種内・他地域への普及を目指す取組を支援した。

第 3 節 人材・雇用対策

1. 地域中小企業人材確保支援等事業【R2 年度当初予算：11.7 億円の内数】

中小企業・小規模事業者が、その経営課題に応じ、地域内外の女性・若者・シニア等の多様な人材から、必要な人材を確保できるよう、企業の魅力発信やマッチングの促進等を実施した。また、中核人材確保のため、地域の経営支援機関等による経営課題の明確化・人材ニーズの掘り起こし等の支援ノウハウの向上や、ネットワークづくりの取組等の支援を行った。

2. 中小企業大学校における人材育成事業

中小企業・小規模事業者が、その経営課題に応じ、地域内外の女性・若者・シニア等の多様な人材から、必要な人材を確保できるよう、企業の魅力発信やマッチングの促進

等を実施した。また、中核人材確保のため、地域の経営支援機関等による経営課題の明確化・人材ニーズの掘り起こし等の支援ノウハウの向上や、ネットワークづくりの取組等の支援を行った。

3. (再掲) 賃上げの促進に係る税制【税制】

4. サプライヤー応援隊事業【R2年度当初予算:11.7億円の内数】

民間団体等が、中小企業・小規模事業者の次世代自動車への対応等を支援する人材(サプライヤー応援隊)を育成し、派遣することにより、自動車産業の底上げを図る事業を支援した。事業実施にあたり、2020年度においては、計9拠点を整備した。

第5章 地域の稼ぐ力の強化、インバウンドの拡大

第1節 インバウンド需要拡大支援、地域資源の活用

1. 新事業創出支援事業【中小機構交付金の内数】

中小企業基盤整備機構の全国10支部・事務所にマーケティング等に精通した専門家を配置し、農商工等連携促進法に基づく事業計画の策定により、新事業に取り組む中小企業等に対して一貫してきめ細かな支援を行った。

2. (再掲) JAPANブランド育成支援等事業【R2年度当初予算:10.0億円/R2年度1次補正予算:15.0億円】

3. 各種展示会や商談会等による販路開拓支援【中小機構交付金の内数】

中小企業・小規模事業者が自ら開発した商品・サービス等について、中小企業基盤整備機構を通じて、展示会や商談会等の開催によるマッチングや業務提携につながる機会を創出し、販路開拓・拡大を支援した。

4. 販路開拓コーディネーター事業【中小機構交付金の内数】

中小企業基盤整備機構に商社・メーカー等出身の販路開拓の専門家(販路開拓コーディネーター)を配置し、中小企業者等が新商品・新技術・新サービスについて、首都圏・

近畿圏におけるテストマーケティング活動の実践を通じ、新たな市場への手がかりを掴むとともに、販路開拓の力をつけることを支援した。

5. J-GoodTech【中小機構交付金の内数】

中小機構を通じて、ニッチトップやオンリーワンなどの優れた技術・製品を有する日本の中小企業の情報をビジネスマッチングサイト「J-GoodTech(ジェグテック)」に掲載し、国内大手メーカーや海外企業につなぐことで、中小企業の国内外販路開拓を支援した。

6. 地域商店街の活性化に向けた総合的支援

地域商店街活性化法に基づき、商店街活性化事業計画を国が認定した商店街等について、支援措置を講じた。

7. 全国商店街支援センターによる人材育成等

中小企業関係4団体が共同で設立した「全国商店街支援センター」において、人材育成、ノウハウ提供等の支援を行った。

8. 企業活力強化資金(流通・サービス業関連)【財政投融資】

中小商業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化並びに空き店舗等の解消を図るため、日本政策金融公庫が必要な資金の貸付を行った。

9. インバウンド需要拡大推進事業【R1年度補正予算:5.0億円】

個々の商材・サービスをまとめて提供する事業者と外国人専門家とのマッチングの支援、商品・サービスの磨き上げ・プロモーション等の支援を行った。令和2年度において、12件採択した。

また、中小商業・サービス業のグループ等がAIカメラを用いた入店・購買率分析等により、効果的な手法を導入して行う、インバウンド客の地域での消費額増加につながる取組の支援を行った。令和2年度において、7件採択した。

10. 中心市街地活性化協議会運営支援事業【中小機構交付金の内数】

中心市街地活性化協議会の設立・運営にあたって、中小機構に設置された中心市街地活性化協議会支援センターを中心に、各種相談対応、HPやメールマガジンでの情報提供、交流会の開催によるネットワーク構築支援等を行った。2020年度（3月末時点）は175件の相談対応を実施した。

11. 中心市街地商業等活性化アドバイザー派遣事業【中小機構交付金の内数】

中心市街地活性化協議会等が抱える様々な課題に対応するため、中小機構に登録された商業活性化に関する各分野の専門家を派遣した。2020年度（3月末時点）は16地域に専門家を派遣した。

12. 中心市街地商業活性化診断・サポート事業【中小機構交付金の内数】

中心市街地活性化協議会等が行う中心市街地における商業活性化の取組を支援するため、中小機構における専門的ノウハウを活用し、セミナー等の企画・立案支援・講師の派遣や、個別事業の実効性を高めるための助言・診断・課題整理・情報提供等を行った。2020年度（3月末時点）は8地域でセミナーを開催し、4地域へ助言等を実施した。

13. 中心市街地活性化のための税制措置【税制】

中心市街地活性化法による認定を受けた「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」に基づいて行われる不動産の取得等に対し、その不動産の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率を1／2とする措置を講じた。

第2節 その他の地域活性化施策

1. 観光産業等生産性向上資金【財政投融資】

観光産業等の生産性向上及び観光消費の底上げを通じた日本経済の活性化を図るため、中小企業に対して日本政策金融公庫が必要な資金の貸付を行った。

2. 地域経済を牽引する企業に対する集中的な支援

地域未来投資促進法に基づき、地域の特性を生かして地域経済を牽引する事業（地域経済牽引事業）として、2021年3月末時点で2,764件が都道府県から承認されており、これらの事業に対して税制措置・金融措置・規制緩和・予

算措置等による支援を行った。例えば、地域の成長発展の基盤強化に特に資する地域経済牽引事業に対する法人税等の税額控除・特別償却（地域未来投資促進税制）等を講じた。

また、地域経済の中心的な担い手となりうる「地域未来牽引企業」について、2020年10月に1,060者の追加選定を行い、これまでに選定された企業は全国で約4,700者となった。これらの企業に対して、予算措置等により販路開拓や設備投資等を集中的に支援した。

3. 地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業【R2年度当初予算：5.0億円】

社会構造の変化に伴い顕在化している様々な領域における地域の社会的課題解決のため、複数地域に共通する課題を抽出し、地域内外の中小企業等が連携しつつ、ビジネスの手法を適用して効果的にその解決を図る取組を24件支援した。また、若年層の起業への関心や起業家に必要とされるマインドの向上を図り、将来の創業者を育成するため、起業家教育プログラムを実施する高等学校等及び起業家を招いて出前授業を行う高等学校等を約90件支援した。

4. 地域企業イノベーション促進事業【R2年度当初予算：11.5億円】

地域経済の担い手となる企業群の新事業への挑戦を促すため、全国77のプロジェクトを組成し、以下の取組等を実施した。

- ・地域のイノベーションを支える支援機関（大学、公設試験研究機関、金融機関等）からなる支援ネットワークの構築
- ・支援ネットワークが新事業に取り組む地域企業群に提供する、事業の立ち上げから市場獲得までの、事業の成長段階に応じた総合的な支援（事業戦略策定、事業体制整備、研究開発、販路開拓、ノウハウ提供など）

第3節 海外展開支援

1. 海外展開・事業再編資金【財政投融資】

日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）を通じて、経済の構造的変化に適応するために海外展開または海外展開事業の再編を行うことが経営上必要な中小企業、

もしくは海外展開事業の業況悪化等により、本邦内における事業活動が影響を受けている中小企業の資金繰りを支援するための融資に加え、中小企業の海外子会社に対する直接融資の特例（クロスボーダーローン）を新設し、必要な融資を実施した。

2. (再掲) JAPAN ブランド育成支援等事業【R2年度当初予算：10.0億円／R2年度1次補正予算：15.0億円】

3. 中小企業海外ビジネス人材育成支援事業（中小企業・小規模事業者人材対策事業）【R2年度当初予算：11.7億円の内数】

中小企業の海外ビジネス担当者を対象に、海外の市場情報や制度情報の集め方、海外バイヤーとのコミュニケーション方法などの学習に加え、演習・グループワークをふんだんに織り交ぜ、海外ビジネス戦略の策定方法や、効果的な商談ツールの作成方法を指導した。更に、海外駐在員や現地専門家による情報提供やアドバイスを実施し、最新の現地市場ニーズに基づいて戦略や商談ツールをブラッシュアップする機会を提供した。また、参加者と参加者の上長による事前評価と、事後評価を行い事業成果を測定・把握するとともに、参加者がプログラムへの参加報告を発表する場を設けて、他の中小企業の参考とした。

4. 技術協力活用型・新興国市場開拓事業【R2年度当初予算：42.7億円の内数】

我が国企業の新興国市場獲得支援のため、以下の事業を実施した。

- ①経営・製造・オペレーション等に従事する開発途上国の管理者・技術者等に対し、日本への受入研修、専門家派遣による指導等を支援。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大による渡航制限下において、94名の受入研修及び6名の専門家派遣（うち1名はオンライン指導）を実施したほか、オンラインを活用した研修等を約5200名に対し実施した。
- ②日本の中堅・中小企業が高度外国人材の有する知識や技能の活用を通じて競争力を高められる機会を提供するべく、海外の学生等を受け入れるインターンシッププログラムを実施。

- ③中堅・中小企業が新興国の企業・大学等と共同で進める現地の社会課題の解決のための製品・サービスの開発や現地事業創出支援等への補助を実施。令和2年度は16案件の補助を行った。

5. 中小企業の貿易保険利用における企業信用調査料の減免措置

中小企業の貿易保険を活用した輸出支援のため、貿易保険を利用する際の格付付与に必要な取引先の信用情報の提供について、日本貿易保険（以下「NEXI」という。）が代わって信用情報を取得し、その費用を負担する措置を引き続き講じた。2008年より3件としていた無料での信用調査を2015年度から8件に拡大。

6. 中小企業による貿易保険の利用促進のための普及・広報活動（セミナー・相談会等）

中小企業による貿易保険の利用を促進するため、中小企業向けのホームページを刷新。日本政策金融公庫やJETRO等が全国で主催するセミナーや提携地方銀行等の行員勉強会等にNEXIから講師を派遣し、貿易保険の普及啓発を行った。説明会等では、中小企業向け商品である中小企業・農林水産業輸出代金保険を中心に、わかりやすい紹介動画や漫画冊子を活用し、貿易保険の一層の理解と普及に努めた。

7. 貿易保険へのアクセス改善

中小企業の海外展開を支援するため、NEXIは、2011年12月に地方銀行11行との提携による「中小企業海外事業支援ネットワーク」を発足した。提携機関は年々拡大し、また、2016年には信用金庫とも提携を行うことで信金ネットワークを構築。現在では、全国111金融機関によるネットワークを構築している（2021年2月現在）。

8. 民間損保企業との協業による海外投資保険の提供（NEXI再保険スキーム）

中堅・中小企業の海外展開を支援するため、貿易保険法の施行令を2019年7月に改正し、NEXIが、民間損保企業から海外投資保険の再保険を引き受けることを可能とした。大手損保企業を中心に、同年8月以降、全国の損保代理店を通じ、海外投資保険の提供を開始した。

9. 安全保障貿易管理の支援【R2年度当初予算：16.0億円の内数】

外国為替及び外国貿易法に基づく安全保障貿易管理の実効性を向上させるため、企業の大多数を占める中小企業を対象に輸出管理の知識普及・啓発及び管理体制構築を支援した。

商工会議所や業界団体等と連携し、中小企業等を対象とした安全保障貿易管理に係る説明会及び相談会を開催した。機微技術や貨物を保有する中小企業等を調査し輸出管理体制の構築を促すとともに、輸出管理体制構築を検討する中小企業等に対して専門家による相談対応や派遣を通じて輸出管理体制の構築を支援した。

また、日本商工会議所及び商工会議所と連携し、東京・名古屋・大阪の各商工会議所に輸出管理の専門相談窓口を配置した。

(2020年度実績)

- ・web会議システムによる説明会を45回開催した。
- ・個別相談会を76社に対し実施した。
- ・専門家による輸出管理体制構築支援を前年度からの継続も含め72社に対し実施した。

10. 新輸出大国コンソーシアム【R2年度当初予算：253.9億円の内数】

JETRO、中小企業基盤整備機構、商工会議所、商工会、金融機関等の支援機関を結集するとともに、幅広い分野における267名の専門家を確保(2021年3月31日時点)し、海外展開を図る中堅・中小企業に対して、事業計画の策定から販路開拓、現地での商談サポートに至るまで、総合的な支援をきめ細かに実施した。

11. 越境EC等利活用促進事業【R2年度当初予算：253.9億円の内数】

海外の60以上の連携先がもつ主要ECサイトにJETROが「ジャパンモール」を設置し、海外ECサイトにおける食品や日用品等の日本商品の販売支援を実施した。

12. 中堅・中小企業輸出ビジネスモデル調査・実証事業【R2年度当初予算：2.9億円】

中堅・中小企業の自律的な輸出拡大を目指し、輸出を支援する8事業者の新たなビジネスモデルの実証を支援した。

13. 現地進出支援強化事業【R2年度当初予算：14.2億円】

情報提供、海外展示会や商談会等のオンライン化を図り販路拡大を支援、商談後のフォローアップ、現地進出後の事業安定・拡大支援(プラットフォーム事業)など、段階に応じた支援を提供し、海外進出、また発展させるまでを一貫して支援した。また、中小企業が多く進出している国の税制等、執行実務、課税問題等について、セミナーの実施等により情報提供を行うことで、海外展開を行う中小企業の税務に係る体制整備を支援した。

第4節 販路開拓支援

1. 小規模事業者対策推進等事業【R2年度当初予算：59.2億円】

小規模事業者支援法第7条に基づき認定を受けた「経営発達支援計画」に沿って商工会・商工会議所が取り組む伴走型の小規模事業者支援を推進し、小規模事業者の需要を見据えた事業計画の策定や販路開拓等を支援(採択数：1,463件)した(伴走型小規模事業者支援推進事業)。また、全国商工会連合会、日本商工会議所が各地の商工会、商工会議所等と連携して行う地域産業の活性化や観光ルート開発など地域の経済活性化に向けた取組を支援した(地域力活用新事業創出支援事業)。さらに、新型コロナウイルスによる影響や働き方改革等の制度改正による諸課題に対し、小規模事業者が円滑に対応できるよう全国の商工会・商工会議所等が窓口相談や専門家派遣を行った(専門家派遣等事業)。

2. 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【R2年度当初予算：12.0億円】

ビジネスプランに基づいた経営を推進していくため、地方公共団体が、小規模事業者の経営計画作成や販路開拓等を支援する場合に、国がその支援施策の実行に係る経費の一部を支援(交付決定数：33件)した。

3. 小規模事業者持続的発展支援事業【R1年度補正予算：3,600億円の内数】

小規模事業者持続化補助金において、事業者が、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、販路開拓に取り組む費用を支援（2021年3月時点の採択数：26,826件）した。また、共同・協業販路開拓支援補助金において、地域経済を支える小規模事業者等が互いに足らざる経営資源を補いながら商品やサービスを展開していく取組を支援（2021年3月時点の採択数：137件）した。

第6章 経営の下支え、事業環境の整備

第1節 取引条件の改善

1. 下請等中小企業の取引条件の改善【R2年度当初予算：9.8億円の内数】

サプライチェーン全体の取引環境改善を目的として策定された「未来志向型の取引慣行に向けて」を踏まえて、2021年3月末までに自動車や電機・情報通信機器、産業機械など16業種49団体において、取引適正化と付加価値向上に向けた「自主行動計画」を策定しており、策定団体は、自らフォローアップ調査を実施して、その進捗状況を国に対して報告した。また、120名の下請Gメンによるヒアリング調査を実施し、2021年3月末までに累計で約22,000社から生の声を収集した。

フォローアップ調査によれば、下請代金の現金払化については着実に改善傾向にあるものの、手形等のサイトは90日や120日となっている割合が高く、手形の割引料が下請代金に加味されていないといった課題も生じている。こうした課題を解決するため、2020年7月から有識者を交えた検討会（約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会）を開催した。検討会では、手形払いの現金化や、手形等のサイトの短縮や割引料の負担といった約束手形に関する論点について議論を行った。本検討会の議論も踏まえて、2021年3月に、手形等のサイトを60日以内とすることや、手形等で支払う場合に割引率等のコストを示すこと等について、下請代金の支払手段に関する通達（手形通達）の見直しを行った。

中小企業の知的財産取引においては、公正な条件での適正な契約が締結されていないといった課題が生じている。こうした課題を解決するため、2020年7月から有識者を

交えた検討会（知的財産取引検討会）を開催した。本検討会の議論も踏まえて、2021年3月に、知的財産取引における契約のガイドラインと契約書のひな形を策定し、これらの周知・普及や、知財支援の体制強化、中小企業の知財経営への取組を促すことなどを盛り込んだ報告書を取りまとめ、公表した。

さらに、2019年12月に型取引に関するルールが「型取引の適正化推進協議会報告書」として取りまとめられたことを受け、2020年8月及び12月に「型取引適正化推進協議会」を開催し、報告書を踏まえた各産業界における型取引の適正化への取組の報告を受けるなどフォローアップを実施した。また、2020年10月には型取引を行う事業者3万社に書面調査を実施し、取組の進捗状況の確認を行った。

2. 下請代金法の運用【R2年度当初予算：9.8億円の内数】

下請取引の適正化、下請事業者の利益保護のため、公正取引委員会と中小企業庁が密接な協力関係の下、下請代金法を執行した。公正取引委員会及び中小企業庁が親事業者等に対して書面調査等を実施するとともに、下請代金法違反に関する情報提供や申告等を受け付けて精査するなど、下請代金法の厳格な運用に努めた。

3. 取引適正化に向けた取組の周知徹底【R2年度当初予算：9.8億円の内数】

全国48か所に設置した「下請かけこみ寺」において、中小企業等の企業間取引における相談に対応した。また、下請等中小企業の経営者や営業担当者が、親事業者への価格交渉を行う上で必要な価格交渉ノウハウについて学べるオンラインセミナー等を行った。さらに、下請法等の違反行為を未然に防止するため、親事業者の調達担当者等を対象としたオンライン講習会を開催し、一層の周知を図るほか、全国で親事業者の取組事例等を紹介して、広く下請法の遵守を呼びかけるオンラインシンポジウム等を開催した。

4. 下請取引あっせん、商談会による販路開拓支援【R2年度当初予算：9.8億円の内数】

下請かけこみ寺や全国47都道府県の中小企業振興機関

と連携し、取引先の拡大や取引実態の把握など下請等中小企業の取引条件改善に向けた支援を行った。取引条件改善に向けた場の提供として、オンラインによる広域商談会を開催した。

5. 下請事業者への配慮要請

2020年11月、経済産業大臣及び公正取引委員会委員長の連名で、関係事業者団体代表者約1,400団体に対し、下請取引の適正化等について要請した。

6. 下請中小企業振興法「振興基準」の改正

2021年3月、下請中小企業振興法の「振興基準」に①知的財産の取扱い、②手形等の支払サイトの短縮化及び割引料負担の改善、③フリーランスとの取引、④親事業者に対する協議を下請事業者から申し出やすい環境の整備など、親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行を追記する改正を行った。

7. 大企業と中小企業の共存共栄関係の構築

感染症の影響等により、中小企業・小規模事業者に経営環境悪化のしわ寄せが及ばないよう取引適正化等を促進するために、大企業と中小企業の連携による生産性向上に取り組むことや望ましい取引慣行の遵守を経営責任者の名前で宣言する「パートナーシップ構築宣言」の仕組みを導入した。2021年3月末までに1,050社が宣言した。

第2節 官公需対策

1. 「令和2年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の策定及び周知徹底【R2年度当初予算：9.8億円の内数】

「令和2年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」を10月2日に閣議決定し、中小企業・小規模事業者向けの契約比率を60%、契約金額を約4兆7,449億円と目標設定した。新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者・小規模事業者に対する配慮、コンテンツ版バイ・ドール契約の活用促進、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しの徹底などの新たな措置を盛り込んだ。

また、基本方針を周知徹底するために以下の取組を実施した。

(1) 経済産業大臣から各府省等の長、都道府県知事、全市町村の長及び東京特別区の長に対し、文書により「基本方針」の趣旨を説明するとともに、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるよう要請した。

(2) 地方自治体に対する「基本方針」の周知徹底を図るため、説明会(官公需確保対策地方推進協議会)を11月から12月にかけてオンライン会議形式で23回開催するとともに、説明会の内容の動画配信を実施した。

2. 中小企業・小規模事業者の受注機会増大のための「官公需情報ポータルサイト」【R2年度当初予算：9.8億円の内数】

中小企業・小規模事業者が官公需に関する発注情報入手しやすくするため、国等や地方公共団体がホームページで提供している発注情報等を中小企業・小規模事業者が一括して入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営した。

第3節 消費税率引き上げ対応支援

1. 消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業【R2年度当初予算：31.2億円の内数】

消費税の円滑かつ適正な転嫁を行うため、全国に転嫁対策調査官を配置した。併せて、消費税の転嫁拒否等の行為に関する情報を収集するため、公正取引委員会と合同で中小企業・小規模事業者全体に対して大規模な書面調査を実施するなど、転嫁拒否行為等の監視・取締りを行った。

2. 商店街活性化・観光消費創出事業【R2年度当初予算：30.0億円】

地域と連携して魅力的な商業・サービス業の環境整備等を行い、インバウンドや観光といった新たな需要を効果的に取り込む商店街等の取組に対して支援を行った。令和2年度において、50件採択した。

3. キャッシュレス・消費者還元事業【R2年度当初予算：2703億円、R2年度補正予算：755億円】

2019年10月1日の消費税率引上げに伴う需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、2019年10月から2020年6月までの間、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手

段を使ったポイント還元を支援した。本支援を実施することで中小・小規模事業者における需要平準化や消費喚起を後押しするとともに、事業者・消費者双方におけるキャッシュレス化を推進した。2019年11月に行ったアンケートでは、消費者の約半数が「ポイント還元を理由にまとめ買いしなかった」と回答した。また、本事業の参加店舗は最終的に全国で約115万店となっており、事業終了後に行ったアンケートでは、参加店舗の約半数が売上や業務効率化に効果があったと回答した。さらに、本事業の対象となる決済金額の伸び率は、事業期間を通して消費支出全体の伸び率を上回って推移する等、一定の成果を上げた。

4. マイナポイント事業実施に伴うキャッシュレス決済 端末導入支援事業【R2年度当初予算：20億円】

2020年9月から2021年9月までの期間、総務省において、マイナンバーカードを活用した消費活性化策を実施し、マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の拡大を図りつつ、個人消費を切れ目無く下支えした。これに伴い、マイナンバーカードを活用した消費活性化策の効果を中小・小規模事業者にもしっかりと行き渡らせるため、経済産業省において、中小・小規模事業者のキャッシュレス決済端末等の導入を支援した。

第4節 資金繰り支援、事業再生支援

1. セーフティネット貸付【財政投融資】

日本政策金融公庫が、社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化を来している中小企業・小規模事業者等の資金繰りを支援した。2020年度の貸付実績は、約6千件、約1,100億円となった(2021年3月末時点)。

2. 資本金劣後ローンの推進【財政投融資】

日本政策金融公庫が、新事業展開や経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者に対し、財務体質を強化するとともに、民間金融機関からの資金調達の円滑化を図るため、金融機関の資産査定上自己資本とみなし得る一括償還の資金(資本金資金)を供給することで、中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援した。2020年度の貸付実績は、約140件、約97億円となった(2021年3月末時点)。

3. 信用補完制度を通じた資金繰り支援等

信用補完制度により、①取引先の倒産、自然災害、取引金融機関の経営合理化等により経営の安定に支障を生じている中小企業・小規模事業者に信用保証協会が通常の保証枠とは別枠を措置、②令和2年7月豪雨など自然災害等の影響により経営の安定に支障を生じた中小企業に対しセーフティネット保証4号を措置した。また、東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象とした保証制度(東日本震災復興緊急保証)を措置するとともに、③信用保証協会による複数の借入債務の一本化を通じて足下の返済負担の軽減を図る借換保証等を実施した。加えて、④経営者保証の存在が経営の承継の支障となっているため、2020年4月から事業承継特別保証を開始した。10月には経営承継円滑化法の改正により経営承継借換関連保証を創設した。これらによりわが国中小企業の課題の一つである事業承継を推進することにつながった。加えて、⑤信用保証協会の利用者又は利用を予定している創業(予定)者、経営改善や事業承継、生産性向上に取り組もうとする者に対して信用保証協会が地域金融機関と連携して、専門家派遣をはじめとした経営支援を実施し、資金繰り支援と一体となった支援を実施した。

4. (再掲) 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業【R2年度1次補正予算：48.2億円】

5. (再掲) 中小企業再生支援協議会【R2年度当初予算：75.1億円の内数、R2年度1次補正予算：30.7億円】

6. (再掲) 中小企業再生ファンド【R2年度2次補正予算：600億円の内数】

7. 「経営者保証ガイドライン」の利用促進等【R2年度当初予算：42.4億円の内数】

「経営者保証に関するガイドライン」(2013年12月5日公表)及び「事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則」(2019年12月24日公表)の周知・普及、利用促進を図るため、相談窓口を設置し、ガイドライン利用希望者への専門家派遣(190件)、弁護士・税理士等の支援専門家や事業者向けセミナー(55回)を開催したほか、新聞広告やインターネット広告の掲載、

動画配信等の広報活動も実施した。また、経営者保証ガイドライン等の事業者への浸透度合いや経営者保証解除に関するニーズを把握するため、認知度調査も実施した。

8. 小規模事業者経営改善資金融資事業(マル経融資)【財政投融資】

小規模事業者を金融面から支援するため、商工会、商工会議所、都道府県商工会連合会の経営指導を受けている小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行った(2020年度の実績は、4万5,175件、2,535億円(2021年3月末時点))。

9. 小規模事業者経営発達支援融資事業【財政投融資】

事業の持続的発展に取り組む小規模事業者を支援するため、小規模事業者支援法第7条に基づく経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所による経営指導を受ける小規模事業者に対し、日本政策金融公庫が低利で融資を行った(2020年度の実績は、8件、1.5億円(2021年3月末時点))。

10. (再掲) 中小企業・小規模事業者経営力強化融資【財政投融資】

第5節 経営改善支援、再生支援の強化

1. (再掲) 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業【R2年度1次補正予算：48.2億円】

2. 経営支援と一体となった高度化融資による設備資金の支援

工場団地・卸団地、ショッピングセンター等の整備、商店街のアーケード・カラー舗装等の整備などを行う中小企業組合等に対して、都道府県と中小企業基盤整備機構が一体となってその設備資金を長期・低利(又は無利子)で貸付けた。貸付けに際しては、事前に事業計画について専門的な立場から診断・助言を行った。

第6節 小規模事業者の持続的発展支援

1. (再掲) 小規模事業者経営改善資金融資事業(マル経融資)【財政投融資】

2. (再掲) 小規模事業者経営発達支援融資事業【財政投融資】

3. 小規模事業者支援法による経営発達支援計画の認定

小規模事業者支援法第7条に基づき商工会・商工会議所が関係市町村と共同して、小規模事業者の技術の向上、新たな事業分野の開拓、その他の小規模事業者の経営の発達に資する計画を作成し、経済産業大臣が認定する。2020年度(第8回)において、421計画(448単会、423市町村)の認定を行った。

4. (再掲) 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【R2年度当初予算：12.0億円】

5. (再掲) 小規模事業者持続的発展支援事業【R1年度補正予算：3,600億円の内数】

第7節 経営安定対策

1. 中小企業倒産防止共済制度(経営セーフティ共済制度)【中小機構交付金の内数】

中小企業倒産防止共済制度は、取引先企業の倒産により売掛金債権の回収が困難となった場合に、積み立てた掛金の額に応じて無利子、無担保、無保証人で共済金の貸付けを行う制度であり、2021年3月末現在で54.5万社が在籍している。

2. 経営安定特別相談事業

経営の危機に直面した中小企業の経営上の様々な問題の解決に資するため、全国の主要な商工会議所及び都道府県商工会連合会に「経営安定特別相談室」を設置。本相談室において、経営安定に関する幅広い分野の経営相談が円滑に実施されるよう日本商工会議所及び全国商工会連合会の実施する指導事業等の支援を実施した。

第8節 財政基盤の強化

1. 法人税の軽減税率【税制】

中小企業の年間800万円以下の所得金額に対する法人税率を、19%から15%に引き下げる措置を講じた。

2. 中小企業投資促進税制【税制】

機械装置等を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（税額控除は資本金3,000万円超の法人を除く）ができる措置を講じた。

3. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度【税制】

取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、年間300万円を限度に、全額損金算入することができる措置を講じた（連結法人及び従業員500人超の法人を除く）。令和2年度税制改正において、適用期限を2年延長することとされた。

4. 欠損金の繰越控除・繰戻還付【税制】

欠損金の繰越控除は、当期の事業年度に生じた欠損金を繰り越して翌期以降の事業年度（繰越期間：10年間）の所得金額から控除することができる措置を講じた。また、欠損金の繰戻還付は、当期の事業年度に生じた欠損金を1年繰戻して法人税の還付を請求することができる措置を講じた。

5. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制【税制】

商業・サービス業等を営む中小企業が商工会議所等の経営改善指導に基づき設備を取得した場合、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（税額控除は資本金3,000万円超の法人を除く）ができる措置を講じた。

6. 交際費等の損金不算入の特例【税制】

交際費等を支出した場合、①定額控除限度額（800万円）までの損金算入または②支出した接待飲食費の50%までの損金算入のいずれかを選択適用できる措置を講じた。令和2年度税制改正において、適用期限を2年延長することとされた。

7. 中小企業投資育成株式会社による支援

中小企業投資育成株式会社において、中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、株式、新株予約権、新株予約権付社債等の引受けによる投資事業及び経営相談、事業承継支援等の育成事業を実施した。

第9節 人権啓発の推進

1. 人権教育・啓発活動支援事業【R2年度当初予算：1.9億円】

健全な経済活動の振興を促進するため、事業者を対象とした人権啓発のためのセミナー等の啓発事業を実施した。また、小規模事業者等が多く、特に重点的な支援が必要な地域又は業種に係る小規模事業者等の活性化のため、経営等の巡回相談事業及び研修事業を実施した。

第10節 経営支援体制の強化

1. 中小企業連携組織支援対策推進事業【R2年度当初予算：6.9億円】

中小企業組合を支援する専門機関の全国中小企業団体中央会等を通じて、経営革新・改善に取り組む中小企業組合等に対して、その実現化に向けた取組を支援した。さらに、外国人技能実習生受入事業を行う中小企業組合（監理団体）等の事業が適正に行われるように支援を行った。

2. 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【R2年度当初予算：42.4億円の内数】

①中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置し、様々な分野の専門家が無料で経営支援を提供した。また、単独の支援機関で解決困難な経営課題に対しては、よろず支援拠点を含む支援機関が専門家の派遣申請を行い、派遣された専門家が支援を実施した。

②全国各地の有望企業群が取り組むグローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案や販路開拓等の経営課題に関するワンストップ相談窓口として、「グローバル・ネットワーク協議会」を設置し、地域未来牽引企業、地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者等に対して、経営課題の整理・解決策の提案等を実施した。

3. ローカルベンチマークの活用促進

中小企業におけるローカルベンチマークの活用促進のため、中小企業庁DXと連携して、企業が自社の経営状態を把握するための体制を整備した。また、活用人材育成の観点から、土業団体でローカルベンチマークの活用事例に

関するセミナーを実施したほか、企業向け・支援機関向けそれぞれにローカルベンチマークのガイドブックを作成するなど、ローカルベンチマークのさらなる普及・促進のための取組を実施した。

第7章 災害からの復旧・復興、強靱化

第1節 資金繰り支援

1. 被災中小企業への資金繰り支援（政策金融）【財政投融資】

東日本大震災及び熊本地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫において、「東日本大震災復興特別貸付」及び「平成28年熊本地震特別貸付」を継続的に実施した。本制度の運用開始後、2021年3月末までの貸付実績は、東日本大震災復興特別貸付が、約30万4千件、約6兆2千億円、平成28年熊本地震特別貸付が、約1万8千件、約2千4百億円となった。また、東日本大震災においては、原発事故に係る警戒区域等の公示の際に当該区域内に事業所を有していた中小企業・小規模事業者や、地震・津波により事業所等が全壊・流失した中小企業・小規模事業者に対して、県の財団法人等を通じ、貸付金利を実質無利子化する措置を引き続き実施した。さらに、平成30年7月豪雨や令和元年台風第19号等、また令和2年7月豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、日本政策金融公庫において「平成30年7月豪雨特別貸付」、「令和元年台風第19号等特別貸付」、「令和2年7月豪雨特別貸付」を実施した。本制度の運用開始後2021年3月末までの貸付実績は、平成30年7月豪雨特別貸付が約1千6百件、約180億円、令和元年台風第19号等特別貸付が約1千6百件、約240億円、令和2年7月豪雨特別貸付が約190件、約20億円となった。

2. 信用保証協会によるセーフティネット保証4号

令和2年度は、令和2年7月豪雨等の自然災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象として、既存の一般保証とは別枠のセーフティネット保証を実施した（令和2年7月豪雨に伴う災害に係る保証実績（2021年3月末まで）の保証承諾実績は、5件、約1.9億円。）。

3. マル経・衛経融資の貸付限度額・金利引下げ措置の拡充【財政投融資】

東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号等、新型コロナウイルス感染症及び令和2年7月豪雨災害により直接又は間接的に被害を受けた小規模事業者に対し、無担保・無保証人・低利で利用できる日本政策金融公庫によるマル経・衛経融資の貸付限度の拡充や金利の引下げを実施した。

4. 原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」

原子力発電所事故の被災区域に事業所を有する中小企業等が福島県内において事業を継続・再開する場合に必要な事業資金（運転資金・設備資金）を長期・無利子、無担保での融資を行った。

第2節 二重債務問題対策

1. 「産業復興相談センター」及び「産業復興機構」による再生支援【R2年度当初予算：7.7億円】

東日本大震災の被災各県における中小企業再生支援協議会の体制を拡充するかたちで2011年度に設置した総合相談窓口である「産業復興相談センター」と、債権買取等を行う「産業復興機構」による中小事業者等の事業再生支援を引き続き実施した。産業復興相談センターでは、2021年3月末までに事業者からの相談を累計6,894件受け付けており、関係金融機関等による金融支援の合意を取り付けた案件は累計1,415件（うち産業復興機構による債権買取決定案件は累計339件）となった。

2. 再生可能性を判断する間の利子負担の軽減

東日本大震災及び原子力発電所の事故による被害を受けた中小事業者等が産業復興相談センターを活用した事業再生に取り組む際に、再生計画策定支援等の期間中に発生する利子を補填することにより、早期の事業再生の実現を図ることを目的とする事業であり、2011年度に創設した。本施策については、2020年度も引続き実施した。

3. 「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」による再生支援

被災事業者の二重ローン問題に対応するため、東日本大震災事業者再生支援機構では旧債務に係る返済負担の軽

減等の支援を実施した。平成 24 年 3 月 5 日の業務開始以来これまでに 2,939 件の相談を受け付けており、そのうち 747 件の事業者に対して、債権買取等の再生支援を行う旨の決定をした（2021 年 3 月末現在）。

第 3 節 工場等の復旧への支援

1. 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業【R 2 年度当初予算：140.4 億円】

東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進するため、

①複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計画を作成し、地域経済や雇用維持に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた場合に、計画実施に必要な施設・設備の復旧にかかる費用に対して、国が 1／2、県が 1／4 の補助、

②商工会等の中小企業者のための指導・相談施設等の災害復旧事業にかかる費用に対して、国が 1／2 の補助

を実施し、被災した中小企業等のグループ等の施設の復旧等に対して支援を行った。

2. 施設・設備の復旧・整備に対する貸付け

東日本大震災により被害を受けた中小企業者が、県から認定を受けた復興事業計画に基づいて、その計画を実施するために必要な施設・設備の復旧・整備を行う場合に、中小企業基盤整備機構と県が協力して、必要な資金の貸し付けを行った。

3. なりわい再建支援事業【R 2 年度予備費：275.7 億円／R 2 年度 3 次補正予算：30.0 億円】

令和 2 年 7 月豪雨に係る被災地域の経済・雇用の早期回復を図るため、復興事業計画に基づき、計画実施に必要な施設・設備の復旧にかかる費用に対して、主に国が 1／2、県が 1／4 を補助し、被災した中小企業等の施設の復旧等に対して支援を行った。

4. なりわい再建資金利子補給事業【R 2 年度 3 次補正予算：0.5 億円】

令和 2 年 7 月豪雨の被災地域において、中小企業等が行う施設復旧等の費用を補助する、なりわい再建支援事業を

措置し、当該事業を活用して復旧する事業者に対して、自己負担分の借入に係る利子補給を 3 年間実施することで、融資の実質無利子化を行った。

5. 被災小規模事業者再建事業（持続化補助金）【R 2 年度予備費：113.5 億円／R 2 年度 3 次補正予算：11.4 億円】

令和 2 年 7 月豪雨により直接又は間接的に被害を受けた小規模事業者が事業再建に関する新たな経営計画を早期に作成する際、その計画に沿って取り組む販路開拓等の経費の一部を支援した（2021 年 3 月末時点の採択件数：700 件）。

6. 商店街災害復旧等事業【R 2 年度予備費：2.9 億円の内数】

令和 2 年 7 月豪雨による被害を受けた商店街等に対し、①被災したアーケードの改修、共同施設の改修、街路灯の設備の改修等に要する費用に対する支援（施設復旧事業）、②商店街のにぎわいを取り戻すための事業に係る費用に対し支援（にぎわい創出事業）、③被災した中小企業者等の早期事業再開を支援するため、自治体が整備する仮設店舗等の費用を（独）中小企業基盤整備機構が助成する事業（仮設施設整備支援事業）を行った。令和 2 年度において、①施設復旧事業については、5 件交付決定、②にぎわい創出事業については、4 件採択、③仮設施設整備支援事業については、1 県 2 市 2 村に 5 件交付決定した。

7. 仮設工場・仮設店舗等整備事業【R 2 年度当初予算：15.2 億円の内数】

東日本大震災の被害を受けた中小企業者等の早期事業再開を支援するため、（独）中小企業基盤整備機構が仮設工場や仮設店舗等を整備し被災市町村あて譲渡を行い、当該市町村が被災事業者原則無償で区画を貸し出す仮設施設整備事業を実施した。2021 年 3 月末までに 6 県 53 市町村 648 案件の施設を設置した。また、2014 年 4 月より仮設施設の本設化、移設、撤去に要する費用の仮設施設有効活用等助成事業を実施し、2021 年 3 月末までに 174 案件の助成を行った。

第4節 防災・減災対策

1. 中小企業等経営強化法（事業継続力強化計画）

中小・小規模事業者が策定する災害等に対する防災・減災の取組をまとめた「事業継続力強化計画」を認定し、認定を受けた事業者に対して金融支援や税制措置など計画を実行するための支援措置を講じ、2021年3月末までに約2万5千件の計画を認定した。

2. 中小企業強靱化対策事業【中小機構交付金の内数】

中小企業に対し、自然災害に対する事前の取組を促進するため「事業継続力強化計画」等を普及啓発するためのシンポジウムやセミナー、計画策定を支援するための専門家派遣等を実施した。

3. 中小企業防災・減災投資促進税制【税制】

中小企業等経営強化法における「事業継続力強化計画」又は「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者が、当該計画に記載された、自家発電設備や止水板等の防災・減災設備の取得等をし、事業の用に供した場合に、特別償却（20％）の税制措置を講じた。

4. 社会環境対応施設整備基金（BCP融資）【財政投融資】

中小企業による、災害発生時の事業継続の観点から防災に資する設備等の整備を支援するもので、中小企業が策定したBCP（事業継続計画）や、国から認定を受けた事業継続力強化計画に基づき、防災・減災に資する施設等の整備を行うために必要な整備資金及び長期運転資金の貸付を行った。

5. 中小企業BCP（事業継続計画）普及の促進

自然災害等による事業中断を最小限にとどめるため、BCP（事業継続計画）の策定を促進することを目的に「中小企業BCP策定運用指針」を作成し、公表した。

6. 中小企業・小規模事業者自家用発電設備等利用促進対策事業【R1年度補正予算：39.0億円の内数】

災害・停電時においても生活必需品等を扱う中小・小規模事業者の事業所等の社会的重要なインフラの機能を維持するために、中小・小規模事業者向けに自家発電設備の導

入を支援した。

7. 小規模事業者支援法による事業継続力強化支援計画の推進

小規模事業者支援法第5条に基づき、商工会・商工会議所が、地域の防災を担う市町村と連携し、事業継続力強化のための支援を行う計画を作成し、都道府県知事が認定する。2021年3月末時点において、45都道府県においてガイドラインを策定し、各都道府県のガイドライン等に基づき751計画が認定された。

第5節 その他の対策

1. 特別相談窓口等の設置

被災地域等の中小・小規模事業者に対して、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、中小機構地域本部等及び経済産業局に設置した相談窓口において被災中小企業者等からの経営・金融相談等にきめ細かく対応した。

2. 中小企業電話相談ナビダイヤルの実施

どこに相談したらよいか困っている中小企業のために、一つの電話番号で最寄りの経済産業局につながる「中小企業電話相談ナビダイヤル」を実施した。

3. 下請取引についての親事業者への配慮要請

令和2年7月豪雨に関し、被災地域の経営基盤の弱い中小企業・小規模事業者に対する影響を最小限とするため、経済産業大臣名（他省庁所管の業界については主務大臣との連名）で、業界団体代表者に、不当な取引条件の押し付けが無いよう、親事業者の必要な配慮等について要請文書を発出した。

4. 官公需における被災地域等の中小企業者に対する配慮

令和2年7月豪雨の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する官公需における配慮について、2020年8月28日付で中小企業庁長官から各府省等あてに要請文書を発出した。また、東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風及び令和2年7月豪雨の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する官公需におけ

る配慮について「令和２年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に盛り込み、周知徹底を図った。

５．放射線量測定指導・助言事業【Ｒ２年度当初予算：０.３億円】

避難指示区域等の見直しにより原子力被災企業の事業再開や企業立地の進展が見込まれることから、福島県内企業等からの要請に応じて、専門家チームを派遣するとともに、福島県内の事業所において、工業製品等の放射線量測定等に係る指導・助言を行い、工業製品等に係る風評払拭に取り組んだ。

６．福島イノベーション・コースト構想 地域復興実用化開発等促進事業【Ｒ２年度当初予算：５７.０億円】

ロボット技術等の福島イノベーション・コースト構想の重点分野（＊）について、地元企業との連携等による地域振興に資する実用化開発等の費用の補助を行った。

＊廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産、医療関連、航空宇宙の分野を言う。

７．中小・小規模事業者の事業再開等支援事業【１５６.４億円（基金）】

福島県の原子力被災１２市町村で被災した中小事業者の自立を集中的に支援し、当該地域における働く場の創出や、買い物をする場などまち機能の早期回復を図るため、事業再開等に要する設備投資等の費用の一部を補助した。

８．創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援事業【Ｒ２年度当初予算：１.２億円】

福島県の原子力被災１２市町村内における創業や１２市町村外からの事業展開等に際して必要となる設備投資等の費用の一部を補助した。

９．輸送等手段の確保支援事業【Ｒ２年度当初予算：１.１億円】

福島県の原子力被災１２市町村において、生活関連商品等の提供や移動サービスの提供に必要な輸送手段・移動手段、企業活動に必要な製品等の共同輸送の支援を行った。

１０．人材マッチングによる人材確保支援事業【Ｒ２年度当初予算：６.５億円】

福島県の原子力被災１２市町村において、被災事業者等の人材不足を解消するため、人材コーディネーターが被災事業者の人材ニーズをきめ細かく把握し、インターネット等を通じて求人情報を発信し、人材確保支援を行った。

１１．６次産業化等へ向けた事業者間マッチング等支援事業【Ｒ２年度当初予算：４.０億円】

被災事業者の販路開拓や新ビジネス創出等のため、事業者間のマッチングに加え、マッチング後の事業が円滑に進むように専門家による被災事業者のサポートを行った。

１２．福島相双復興官民合同チーム専門家支援事業【８２.０億円】

官民合同チームが行う訪問・相談支援を通じて、原子力被災１２市町村の被災事業者の事業・なりわいの再建、事業者の自立等を促進するため、被災事業者が直面する個々の事情に応じたきめ細かなコンサルティング支援を行った。

１３．地域の伝統・魅力等の発信支援事業【Ｒ２年度当初予算：１.９億円】

原子力被災１２市町村の地域の魅力や伝統工芸品・特産品等の復興・振興や地域経済の活性化に資するため、原子力被災１２市町村の地域の魅力や伝統工芸品・特産品等を国内外に発信するために行うイベント等の開催及び広報活動等を支援した。

１４．自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金

東日本大震災及び原子力災害によって産業が失われた浜通り地域等において、工場等の新增設を支援し企業立地を促進することにより、被災者の「働く場」を確保し、雇用の創出及び産業集積を図り、自立・帰還を加速させた。加えて、住民の帰還や産業の立地を促進するため、商業回復を進めた。

第8章 その他の中小企業施策

第1節 調査・広報の推進

1. 施策の広報

中小企業施策を普及・広報するため、施策のポイントをまとめたガイドブックやチラシ等を作成し、地方公共団体や中小企業支援機関、金融機関等に配付したほか、中小企業支援ポータルサイト「ミラサポ plus」を通じた情報発信により、広く普及・広報を実施した。

(1) 冊子類の発行

中小企業施策を利用する際の手引き書として 200 以上の施策を紹介した「中小企業施策利用ガイドブック」やチラシ等を作成し、中小企業、地方公共団体、中小企業支援機関（商工会、商工会議所等）、金融機関、中小企業を支援する税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士等に広く配布した。

(2) インターネットを活用した広報

①ホームページによる広報：中小企業庁ホームページにおいて、中小企業施策に関する最新情報、公募に関する情報、広報のためのチラシ、冊子等を公表した。2020 年度は約 6,130 万（2021 年 3 月末現在）ページビューのアクセスがあった。

②メールマガジン：中小企業支援機関等と連携し、補助金等の支援施策情報、地域情報、調査・研究レポート等の情報をメールマガジン登録者に毎週配信した。

（配信数：約 6 万件（2021 年 3 月末現在））

(3) ミラサポ plus（中小企業向け補助金・総合支援サイト）を活用した広報

ミラサポ plus を通じて最新の支援情報や補助金申請のノウハウ、活用事例などを分かりやすくタイムリーに全国の中小企業に届けた。（会員数：約 27,000、1,468 万ページビューのアクセスがあった。（2021 年 3 月末現在））

2. 中小企業白書・小規模企業白書の作成

中小企業の現状や課題を把握するため、中小企業基本法第 11 条の規定に基づく年次報告等（2020 年版中小企業白書）を作成した。また、小規模企業の現状や課題を把握するため、小規模企業振興基本法第 12 条の規定に基づく年次報告等（2020 年版小規模企業白書）を作成した。

3. 中小企業実態基本調査の実施

中小企業の売上高、従業者数等の経営・財務情報に関する統計を整備するため、中小企業基本法第 10 条の規定に基づく中小企業実態基本調査を実施した。

4. 中小企業景況調査の公表

中小企業の景気動向について、四半期ごとに独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する中小企業景況調査の公表を行った。